

## 第一百三十二回国会 院 大 藏 委 員 会 議 錄 第十五回

平成七年五月十二日(金曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長

尾身 幸次君

理事

石原 伸晃君

理事

村上誠一郎君

理事

新井 将敬君

理事

村井 仁君

理事

五島みひこ君

理事

大島 勝君

理事

岸田 文雄君

理事

小泉純一郎君

理事

中山 利生君

理事

堀之内久男君

理事

青木 宏之君

理事

上田 清司君

理事

谷口 隆義君

理事

中村 時広君

理事

藤井 裕久君

理事

官本 一三君

理事

中村 正男君

理事

濱田 健一君

理事

渡辺 嘉蔵君

理事

佐々木陸海君

出席國務大臣

大蔵大臣

大蔵政務次官

大蔵省主計局次長

大蔵省主税局長

大蔵省証券局長

大蔵省銀行局長

大蔵省銀行局保険部長

出席政府委員

萩山 武藤

中島 教嚴君

正義君

義雄君

敏郎君

吉正君

○尾身委員長 これより会議を開きます。

内閣提出 保険業法案及び保険業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第九三号)

保険業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第九四号)

○太田(誠)委員 きょうは保険業法の改正のこと

質疑の中出しがあるので、順次これを許します。太田誠一君。

そこで、国会で私、質疑をいたしておりますと

大蔵省国際金融 加藤 隆俊君  
室長委員会調査 中川 浩扶君

委員外の出席者

局長 大蔵省国際金融 加藤 隆俊君  
室長委員会調査 中川 浩扶君

でありますけれども、きょう私は、新進党を代表して最後のお勤めをするつもりで質問をさせていただきます。

ハーモナイゼーションという言葉がありますけれども、ハーモナイゼーションという言葉は、それぞれの国の中で通用するルールとか秩序とかいうものを各国で違うものにしていると、それが何か一方では不公正なものに見え、国際的な競争の中でどちらかが不利になつたりするということが生じてくるわけでありますから、それぞれの国の中で通用しているルールというものは極力そろえておこう、共通のものにしておこうという意味になっております。

したがって、国際化という言葉とハーモナイゼーションという言葉は違う言葉であって、それぞれの国が国際的な取引に、あるいは国境を越えた取引に進出をしていくことがこれが国際化でありますけれども、それに対してハーモナイゼーションという言葉は、それぞれの国の中で通用する常識とかルール、秩序といったものをそろえていこうという考え方でございます。

そういう観点からいいますと、我が国のハーモナイゼーションということが特に強く言われる昨今でありますし、昭和十四年にできた法律というものは、そのときの我が国の常識、そのときのそれがどの国状況といふものを念頭に置いてできました法律でございますし、まずは、国民と政府の関係といふものについての常識がその当時はかの国でどうであったかは別といたしまして、我が国の場合には、国民党と政府の間の関係というのがその当時と全く違つてきているはずでございます。新しい憲法の前提での国民と政府の関係というものは、その当時と現在とでは全く違つてきているはずでございます。

そこで、国会で私、質疑をいたしておりますと主権者は国民であります。したがつて、この国の主権者は国民であるから、その国民が国民の意思によつてみずからを律するルールをつくるというのが法律を考える場合の基本であります。それが法律を考へる場合のルールというものを定めていくというのが、戦争が終わつた後の新憲法下の私どもの考え方であります。

方であります。

○太田(誠)委員 きょうは保険業法の改正のこと

質疑の中出しがあるので、順次これを許します。太田誠一君。

そこで、国会で私、質疑をいたしておりますと

きにいつも思うのでありますけれども、この国

主権者は国民であります。したがつて、この国

によってみずからを律するルールをつくるとい

うのが法律を考える場合のルール

をつくるというものが、戦争が終わつた後の

新憲法下の私どもの考え方であります。

方であります。

○太田(誠)委員 きょうは保険業法の改正のこと

質疑の中出しがあるので、順次これを許します。太田誠一君。

そこで、国会で私、質疑をいたしておりますと

きにいつも思うのでありますけれども、この国

主権者は国民であります。したがつて、この国

によってみずからを律するルールをつくるとい

うのが法律を考える場合のルール

をつくるというものが、戦争が終わつた後の

新憲法下の私どもの考え方であります。

方であります。

○太田(誠)委員 きょうは保険業法の改正のこと

質疑の中出しがあるので、順次これを許します。太田誠一君。

そこで、国会で私、質疑をいたしておりますと

きにいつも思うのでありますけれども、この国

主権者は国民であります。したがつて、この国

によってみずからを律するルールをつくるとい

うのが法律を考える場合のルール

をつくるというものが、戦争が終わつた後の

新憲法下の私どもの考え方であります。

方であります。

○太田(誠)委員 きょうは保険業法の改正のこと

質疑の中出しがあるので、順次これを許します。太田誠一君。

そこで、国会で私、質疑をいたしておりますと

きにいつも思うのでありますけれども、この国

主権者は国民であります。したがつて、この国

によってみずからを律するルールをつくるとい

うのが法律を考える場合のルール

をつくるというものが、戦争が終わつた後の

新憲法下の私どもの考え方であります。

方であります。

○太田(誠)委員 きょうは保険業法の改正のこと

質疑の中出しがあるので、順次これを許します。太田誠一君。

そこで、国会で私、質疑をいたしておりますと

きにいつも思うのでありますけれども、この国

主権者は国民であります。したがつて、この国

によってみずからを律するルールをつくるとい

うのが法律を考える場合のルール

をつくるというものが、戦争が終わつた後の

新憲法下の私どもの考え方であります。

方であります。

○太田(誠)委員 きょうは保険業法の改正のこと

質疑の中出しがあるので、順次これを許します。太田誠一君。

そこで、国会で私、質疑をいたしておりますと

きにいつも思うのでありますけれども、この国

主権者は国民であります。したがつて、この国

によってみずからを律するルールをつくるとい

うのが法律を考える場合のルール

をつくるというものが、戦争が終わつた後の

新憲法下の私どもの考え方であります。

方であります。

○太田(誠)委員 きょうは保険業法の改正のこと

質疑の中出しがあるので、順次これを許します。太田誠一君。

そこで、国会で私、質疑をいたしておりますと

きにいつも思うのでありますけれども、この国

主権者は国民であります。したがつて、この国

によってみずからを律するルールをつくるとい

うのが法律を考える場合のルール

をつくるというものが、戦争が終わつた後の

新憲法下の私どもの考え方であります。

方であります。

○太田(誠)委員 きょうは保険業法の改正のこと

質疑の中出しがあるので、順次これを許します。太田誠一君。

そこで、国会で私、質疑をいたしておりますと

きにいつも思うのでありますけれども、この国

主権者は国民であります。したがつて、この国

によってみずからを律するルールをつくるとい

うのが法律を考える場合のルール

をつくるというものが、戦争が終わつた後の

新憲法下の私どもの考え方であります。

方であります。

○太田(誠)委員 きょうは保険業法の改正のこと

質疑の中出しがあるので、順次これを許します。太田誠一君。

そこで、国会で私、質疑をいたしておりますと

きにいつも思うのでありますけれども、この国

主権者は国民であります。したがつて、この国

によってみずからを律するルールをつくるとい

うのが法律を考える場合のルール

をつくるというものが、戦争が終わつた後の

新憲法下の私どもの考え方であります。

方であります。

○太田(誠)委員 きょうは保険業法の改正のこと

質疑の中出しがあるので、順次これを許します。太田誠一君。

そこで、国会で私、質疑をいたしておりますと

きにいつも思うのでありますけれども、この国

主権者は国民であります。したがつて、この国

によってみずからを律するルールをつくるとい

うのが法律を考える場合のルール

をつくるというものが、戦争が終わつた後の

新憲法下の私どもの考え方であります。

方であります。

○太田(誠)委員 きょうは保険業法の改正のこと

質疑の中出しがあるので、順次これを許します。太田誠一君。

そこで、国会で私、質疑をいたしておりますと

きにいつも思うのでありますけれども、この国

主権者は国民であります。したがつて、この国

によってみずからを律するルールをつくるとい

うのが法律を考える場合のルール

をつくるというものが、戦争が終わつた後の

新憲法下の私どもの考え方であります。

方であります。

○太田(誠)委員 きょうは保険業法の改正のこと

質疑の中出しがあるので、順次これを許します。太田誠一君。

そこで、国会で私、質疑をいたしておりますと

きにいつも思うのでありますけれども、この国

主権者は国民であります。したがつて、この国

によってみずからを律するルールをつくるとい

うのが法律を考える場合のルール

をつくるというものが、戦争が終わつた後の

新憲法下の私どもの考え方であります。

方であります。

○太田(誠)委員 きょうは保険業法の改正のこと

質疑の中出しがあるので、順次これを許します。太田誠一君。

そこで、国会で私、質疑をいたしておりますと

きにいつも思うのでありますけれども、この国

主権者は国民であります。したがつて、この国

によってみずからを律するルールをつくるとい

うのが法律を考える場合のルール

をつくるというものが、戦争が終わつた後の

新憲法下の私どもの考え方であります。

方であります。

○太田(誠)委員 きょうは保険業法の改正のこと

質疑の中出しがあるので、順次これを許します。太田誠一君。

そこで、国会で私、質疑をいたしておりますと

きにいつも思うのでありますけれども、この国

主権者は国民であります。したがつて、この国

によってみずからを律するルールをつくるとい

うのが法律を考える場合のルール

をつくるというものが、戦争が終わつた後の

新憲法下の私どもの考え方であります。

方であります。

○太田(誠)委員 きょうは保険業法の改正のこと

質疑の中出しがあるので、順次これを許します。太田誠一君。

そこで、国会で私、質疑をいたしておりますと

きにいつも思うのでありますけれども、この国

主権者は国民であります。したがつて、この国

によってみずからを律するルールをつくるとい

うのが法律を考える場合のルール

をつくるというものが、戦争が終わつた後の

新憲法下の私どもの考え方であります。

方であります。

○太田(誠)委員 きょうは保険業法の改正のこと

質疑の中出しがあるので、順次これを許します。太田誠一君。

そこで、国会で私、質疑をいたしておりますと

きにいつも思うのでありますけれども、この国

主権者は国民であります。したがつて、この国

によってみずからを律するルールをつくるとい

うのが法律を考える場合のルール

をつくるというものが、戦争が終わつた後の

新憲法下の私どもの考え方であります。

方であります。

○太田(誠)委員 きょうは保険業法の改正のこと

質疑の中出しがあるので、順次これを許します。太田誠一君。

そこで、国会で私、質疑をいたしておりますと

きにいつも思うのでありますけれども、この国

主権者は国民であります。したがつて、この国

によってみずからを律するルールをつくるとい

うのが法律を考える場合のルール

をつくるというものが、戦争が終わつた後の

新憲法下の私どもの考え方であります。

方であります。

○太田(誠)委員 きょうは保険業法の改正のこと

質疑の中出しがあるので、順次これを許します。太田誠一君。

そこで、国会で私、質疑をいたしておりますと

きにいつも思うのでありますけれども、この国

主権者は国民であります。したがつて、この国

によってみずからを律するルールをつくるとい

うのが法律を考える場合のルール

をつくるというものが、戦争が終わつた後の

新憲法下の私どもの考え方であります。

方であります。

こんなところについて、大蔵大臣、どういうふうにお考えなのか。予定していいこととありますけれども、ちよつと御感想を何か言つていただければ幸いでございます。

○武村國務大臣 のんびり構えておりましたら、いきなり口頭試問を受けたような感じであります。が、私もおっしゃるとおりだと基本的には認識をいたしているつもりでございます。

戦争前の昭和十年代でございますから、天皇あるいは天皇制国家がこの国の基本であったと思ひますが、今の憲法が定めているような国民主権の國の成り立ちではありません。翼賛会なんかと並んで産業報国会なんという言葉が、団体があつたのですが、すべては国に報ずるというか、それが産業の目的でもあつた、そんな時代の中でこの保険業法も誕生したのではないかというふうに思ひます。

当然長い歳月がたっておりますし、これだけ国も変わりましたし、国民の意識も経済そのものも変わったわけでありますから、国内だけを見詰めても今回のような抜本的な改正をする必要が出てきただという認識であります。ましてや、国際化といいますか、おっしゃるような意味での国際化にも積極的に対応しなければなりません。

今のお話は多岐にわたっておりますから、こういう答えでは的を射ていないのでかもしれません

が、政治の基本、そして政治と行政の関係についても、お述べになつた考え方については基本的に同意をさせていただきます。

○太田(誠)委員 ここ数年の間、金融の世界でのさまざまな制度改正を繰り返してまいりました。

国会は国民の代表でありますので、私どもはその國民にかわってさまざまな法改正に関与してきたわけであります。銀行と証券の制度改革、そし

て普通社債の取り扱いについて、我々は從来の考え方を変えて、相互に参入できるような道

を開いてきたわけであります。そういう一連の制度改正の中で、当面の段階としてはこの保険業法が多分最後のものになると思うわけであります。既に、例えば普通社債の問題についてはそのような改正が行われた結果、今資金調達の世界では普通社債というものが、一時死にかかっておつたものが息を吹き返して大変有力な資金調達手段になつてゐるということをございます。また証券、銀行のその他の垣根を取り払うという、垣根を越えるということについても成果が上がつてゐるものと思うわけでございます。

そして、銀行、証券の制度改正のときにも、今回の保険業法の制度改正のときと同様に、自由競争、自由化ということを強く打ち出したわけであ

りまして、それが典型的には相互参入をするということが自由化なんだということであります。子会社方式による相互参入を認めるということが法改正の眼目であります。そうであれば、この自由競争というものとそれから法改正というものが、本当にそのような改正の目的どおりにいつておるかどうかということを私どもは判断をしなければならないわけであります。

私は、現にこの業界で頑張つておられる方々の話を伺いますと、実際に子会社方式によつてみずからが初めて子会社をつくつて、例えば生保が損保会社をつくる、損保が生保会社をつくるということでの参入というのは実は大変に難しいだろ

う。そうして、我々から見ますと、資産の大きさからいりますと生保の方がずっと大きく、損保の方がそうでもないわけでございますから、生保の方が損保会社をつくつて参入をするというこ

とに方がよくあるんじやないかといつふに一方的に思つたりいたしますけれども、ところが現に損保会社を経営している方々から言わせますと、

そんなに簡単に損保会社に参入することはできな

い、さまざまネットワークのための投資というものがついて、それを簡単に乗り越えることはで

きないんだというふうに強気の見通しを言うわけ

でございます。

○山口(公)政府委員 子会社方式による生損保の兼営をお認めいただきたいという御提案を申し上げておりますが、その趣旨は、生命保険、損害保険両事業の競争促進を通じまして、事業の効率化を進め、利用者ニーズへの的確な対応を図るといふことにあるわけでございます。この点につきましては、平成四年六月の保険審議会答申にもそういうふうに指摘されておるところでございます。子会社方式による相互参入を認めるということが法改正の眼目であります。そうであれば、この自由競争というものとそれから法改正というものが、本当にそのような改正の目的どおりにいつておるかどうかということを私どもは判断をしなければならないわけであります。

私は、現にこの業界で頑張つておられる方々の話を伺いますと、実際に子会社方式によつてみずからが初めて子会社をつくつて、例えば生保が損

保会社をつくる、損保が生保会社をつくるということでの参入というのは実は大変に難しいだろ

う。そうして、我々から見ますと、資産の大きさからいりますと生保の方がずっと大きく、損保

の方がそうでもないわけでございますから、生保

の方が損保会社をつくつて参入をするというこ

とに方がよくあるんじやないかといつふに一方

に思つたりいたしますけれども、ところが現に

損保会社を経営している方々から言わせますと、

そんなに簡単に損保会社に参入することはできな

い、さまざまネットワークのための投資という

ものがあつて、それを簡単に乗り越えることはで

きないんだというふうに強気の見通しを言うわけ

でございます。

○山口(公)政府委員 予会社化することでもって参入するというふうな見通しについていかがであります。

○太田(誠)委員 今のは見通しをお聞きしたわけですね。質問はちょっと違うかもしませんが、

というふうに思つておる次第でございます。

そこで、まず一つは既存の会社を子会社化して

いるときに、それは既存の会社の方を子会社化して

いうときに、それは既存の会社の方を子会社化して

いのことで、それはどうかという話は余り出てこない。

特に今の場合には、生保、損保という垣根を越えた子会社化が起きたときに、それが競争制限的になるかどうかというのは大変判定の難しい問題になるかと思うのですね、実際問題としては。だって、違うマーケットの話なんですから、それぞれのマーケットの参加者がリンクされることによって両面で競争の市場の、それぞれの市場の競争が制限をされてしまう、なかなか判定の難しいことだと思うわけであります。

○太田（誠）委員 そこで、今言われるとおりでありますけれども、均等にそのような、望ましくな

○太田誠(委員)そこで、今言われるとおりでありますけれども、均等にそのような、望ましくないふたつて認めているわけだから、それは認めることがなつたわけでしょう、新たに。今までではそれが認めていなかつたのだけれども、子会社化といふものを認めるということを今回の法改正で明確にされたわけでありますから、その判断は、あとから、そこは認めたということの前提で話をしな

えば損保の会社も自分の一〇〇%の子会社をつくることができるわけでございますので、そういう

○ 太田（誠）委員 なぜこの問題に私が執着をすることができるわけでございますので、そういういろいろな道もありますし、それからまた、法制的にいかんともしがたい部分というものは現実のものとしてあることは認めますけれども、法制的にいろいろな、例えば株式会社化してというのも、もちろん道は今回開いてあるわけございませんして、そういう法制的な面からいうとイコールではないか、事実の問題と法制的な側面がそこには若干違うのだろうと思います。

態に備えておるということを手当てをしておるが、一方で経営が悪くなつたところに限り例外的

態に備えておるという」とを手当てをしておれば、一方で経営が悪くなつたところに限り例外的に既存企業の子会社化を認めるというのは、(二)の方向で、ちょっと違つことを言つておると思つのでござります。

そこで、銀行局長にお尋ねしたいわけでありなすけれども、先ほどの銀行、証券の制度改革の動きに私たちがやりとりをしたことというのは、その後起つた幾つかの出来事、特に私は、コストで証券をどこかが子会社化した話、あそこの方があつしろ非常に氣になつておりまして、つまりのと

既存の会社を買収することは、企業の論理としては、当然考え方としては出てくるわけですがけれども、すべてそれで済んでしまうとなれば単に姿本関係が変わるもの、あるいは、系列が悪いと決めつけるわけではありませんが、系列がともすればいろいろ競争制限的な動きにつながりかねないといふような問題になるわけでございますので、最初に申し上げたような趣旨で、具体的な事案に即して検討させていただきたいと思っているわけでござります。

険契約者が社員である相互会社ではいわゆる株式という概念がございませんので、子会社化するとなつては、どう法律をひっくり返してみても不可避なわけでございます。したがいまして、御指摘の点については、そいつた事実があるということを前提にすればその見方もできると思います。

しかしながら、子会社方式による相互参入としましたのは、あくまでリスク遮断の趣旨からでございまして、事实上そういった現象が起きるということとは別に法律的にどうかということで、個人

ぶれることがあつてはならないんだという前提で、もつて法律ができていた、あるいは法律の運用が成り立つておつたわけだから、それを倒産もあり得るということを法律上ちゃんと想定をして、そのもとでこの自由競争を促進しましようというふうになつておつたと思ふのでござります。

そうするとこれは、一方で倒産があり得ると「想定をしておつて、あるいは、今度の保険業界の場合もそうでありますけれども、契約者を保護するというファンドをつくつて、そこで最悪の事態

年にはならないかも知れないけれども、法律の精神はそうかもしれないけれどもそうではないと、う例外の方がどんどん出てくるという可能性はあると思うのですが、その辺について、法律をくつたときのお気持ちと合併を認めたときのお気持ちというの、どういうふうに折り合うのしようか。

**○西村政府委員** 先般の金融制度改革の際に、一公社方式によって相互に乗り入れていくといふ位置をとりました基本的な考え方は、利用者の利

の向上等のためには、競争の制限というようなことは、弊害を生じないような手法をもつてお互いに相互に乗り入れていこう、そういう趣旨である。な仕組みをとったわけでございます。そのような趣旨からいたしますと、子会社を設ける場合には、あくまでも原則は新たに子会社を設けて相互に参入していくことが基本になるということは、当時もそのように御説明申し上げましたことは、今でもそういう考え方で臨んでいます。

ただ、全く新しく子会社をつくる方法だけに限られるかという点につきましては、先般の制度改革の際にも御説明申し上げ、そのような法律改正をしていただきましたところでございますが、特別な場合においては、金融機関あるいは証券会社が経営の危機に陥ったような場合にはそのような手法も講ずることができるという道がとられているところでございます。

ころでございます。  
したがいまして、私どもの運用といたしまして、決してこのような既存の会社を子会社化するということが原則であるというやうには考えておりませんで、あくまでもこれは市場の混乱の回避だとかあるいは既存の利用者の保護等の観点から、真にやむを得ざる例外的な措置として認めるべきだとかあるいは第三者割り当て増資により大和銀行の子会社となりましたケースについての考え方をとっているわけでござります。先般のコスモ証券に関する、第三者割り当て増資により大和銀行の子会社となりましたケースにつきましても同様の考え方で臨んだものでございまして、決してこのような既存の会社を子会社化する手を特定しない。不特定多数というとあれですけれども、少數であるうと多數であろうと、不特定の企業あるいは経営体に対して設けられるのがルールであります。

認識しておかなければいけないのは、パーソナルなルールとインパーソナルなルールという言葉があるわけありますけれども、パーソナルなルールというのは、その人の顔を見てこの人ならばそれがルールは適用する、しかしこっちの人ならば適用しないというような、個別的な介入というのができるのがパーソナルで、インパーソナルなルールというのは、顔は関係ない、不特定であるという意味で使うわけでござりますけれども、そういう意味では、冒頭に申し上げた、国民が我々に託している立法というのは何かというと、それは相手の顔を見てから話が違つてくるというふうなことは望ましくないのであって、それは極力インパーソナルにしておく、だれに対しても同じルールであるということをなればならない、そういうことだと思うのでございます。

そういたしますと、先ほどから言つておる合併についての話は、これは独禁政策上の問題であるならば独禁政策的に見ればいいだけの話であって、それを銀行局で取り扱うときに、独禁政策にかわつてやろうということになるのか、そうじやなくて独禁政策を補完するというふうなおつもりでパーソナルな審査をされるのかということが、従来から私は、そこはどういうふうに整理しておられるのか。独禁政策ならば公取がやればいいのであって、たんたんとインパーソナルにやればいいわけで、それをパーソナルにやつているということの根拠というかお気持ち、どういう姿勢でそれをやつておられるのか。

○西村政府委員 このような形の子会社を認めるかどうかということにつきましては、委員御指摘のように一つは独禁政策、すなわち独禁法十一条の金融会社の株式保有の制限という観点からの例外を設けるについてどのような判断をされるか、こういう問題は一つ基本にあると思います。ただ、私どもは、またそれとは別の観点、金融行政上の観点から、子会社としてそのようなものを認めることが金融行政上適切かどうかという別途の、独禁法とは違った面からの判断をしておると

いうことでござります。  
ただ、その場合にも必ずしも私ども、ペーソナルというお言葉をお使いになりましたが、あるいは恣意的とか我々の判断だけによって決めるといふようなことではございませんで、法令上その上のようなものを認める基準というようなものもあるわけでございますので、そのような基準及び金融銀行行政、金融情勢全般の総合的な判断の中から独禁政策とは別の観点で判断をしているというふうに理解をしております。

○ 大田(誠)委員 これは金融にかかる行政だけではなくて、そういうふうに表現すると嫌がるかもしれないけれども、一種産業政策になるわけですね。通常我々が銀行局のお仕事を見ていると産業政策になるわけです。産業政策はもちろん通商省も他の省庁もやっているわけでありますけれども、その産業政策のうち独禁政策を超える、あるいは独禁政策とは別の産業政策というのは何だろ

いうことでござります。  
ただ、その場合にも必ずしも私ども、パーソナルというお言葉をお使いになりましたが、あるいは恣意的とか我々の判断だけによって決めるといふようなことではございませんで、法令上その上うなものを認める基準というようなものもあるわけですが、通常我々が銀行局のお仕事を見ていると産業政策になるわけです。産業政策はもちろん通商省も他の省庁もやっているわけでありますけれども、その産業政策のうち独禁政策を超える、あるいは独禁政策とは別の産業政策というは何だろうか。  
それは、今あるものは急になくすとめちゃくちゃになってしまつから、当面今までやつてきたことは静かにトーンダウンしていくということだが何かここ二三十年ぐらいの判断であつたと私は思うのですけれども、そのような独禁政策以外の何の政策判断があるのか、パーソナルな審査をやることに。独禁政策を超えた、独禁政策はまさに個別のマーケットの事情に注目するわけでありますから、そこで新規参入がどういう形で行われるかに关心を持つわけだけれども、独禁政策以外の正當化るべき、要するに、国民にかわってルールを定めて、それが一国国民経済にどういう利益をもたらすような政策が、指導があり得るのかということなんです。独禁政策以外のこと。  
○西村政府委員 御指摘のように、銀行行政あるいは金融行政も一種の産業政策であろうかと存じます、しかし、金融業、銀行業というものは一般的の産業とは若干異なる側面も持つてゐるかと存じます。それは公共性というような言葉で普通表現されておるわけでございますが、そのことを注

令上明確に定めたものといたしましては、例えば銀行法の第一条、銀行行政の目的ということが記されております。

この第一条の第一項では、「銀行の業務の公共性にかんがみ、信用を維持し、預金者等の保護を確保するとともに金融の円滑を図るため、銀行の業務の健全かつ適切な運営を期し、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。」と記されているわけでございますが、私どもの行政の根拠はこのようなどころにあらうかと考えている次第でござります。

○太田(誠)委員 銀行法の第一条第一項はそう書いてあるのですけれども、それだけがあると、そこのにしきの御旗のもとにさまざま公的な介入が行われるおそれがあるということをおもんばかって第一項があるわけでございまして、そうではあるけれども、あくまでもこの国は自由主義の国であつて、それぞれの経営は自主的に行うべきだということを定めているわけでございますので、今のお話の公の使命とかあるいは公共的な存在としての経営の安定性ということはあるけれども、それを余りにも強調しあげると行き過ぎた介入になってしまつということを、二十年前からずっと、恐れることの空気の方が国民の間には強いといふことをまず強調しておきたいと思うのでござります。

そこで、さつき申しましたように、法律は国民がみずからを縛る、国民みずから活動をみずから縛ることになるわけでありますから、自由主義社会のもとでは法律は少なければ少ない方がいいのですよ。法律の言葉の数も少なければ少ない方がいいわけであります。ですから、特に必要でない限りはもう条文にも書かないでおくべきだといふふうに考えております。

そこで、B.I.S規制という言葉が、もつ今は余り使われなくなつたけれども、二、三年前には頻繁にこの言葉が使われた。B.I.S規制というのは何であるかというと、これはバーゼルで開かれた会議で、たしかアメリカの連邦準備銀行の有名な

人が提案をして、そして国際社会での銀行が健全性というものを考えずに無秩序な競争をしていることは非常によくないということで、大体このくらいの自己資本比率は保つておくということに、つまり銀行業務に携わる世界じゅうのバンカーはひとしくこのような基準を念頭に置いて行動しようとではないかということを提案し、そして、これは国際社会の問題でありますから、BIS規制の自己資本比率についてのルールをどう受けとめるかというのは、個々の資金調達とかあるいは個々の融資とか、それごとに、マーケットに参加する人たちそれが判断することであって、そこにみんなに注目してもらえばいいのだという、言つてみれば自動的な何か申し合わせのようなものであつたと思うのでございます。

ですから、そこを前回の銀行・証券制度改革のときには条文に入れ、法律の中にそれを書くといふことに私は大変抵抗があつたわけであります。しかし、そういうことはいいことであるということがある以上、文章にしてしまうことには強く反対する理由もなかつたのですけれども、この点がさまざま、先ほど言いましたパーソナルなルール、パーソナルな運用をされるときに、これは余り乱用すべきことではないと私は思つておつたわけでございます。そのBIS規制の文章の中には書いたといふことと今度のソルベンシーマージンの話といふのは、多少考え方、ニュアンスは違うと思いますけれども、それにしても共通のものがそこにはあるわけであります。

○西村政府委員 いわゆるBIS規制、自己資本比率を初めといつします、広く言いますと健全性諸比率基準といふような言葉も使われますけれども、個々に行政が適否を判断するのではなく、計数の客観的な基準を設けて、それによって金融機関のいろいろな状況を判断していく、これは市

場経済あるいは金融の自由化のもとにおける金融行政の一つの方向として望ましいものと考えられておりますし、私どもそのような方向を目指しております。そこで、御指摘のように先般、バーゼルの銀行規制監督委員会におきまして、世界共通の基準として、先進国共通の基準としていわゆるBIS規制といふものが設けられました。そして、その点に関しまして、これを日本の金融機関が守つていくためにどのような制度にしたらいいかということが検討されたわけでございますが、この点に対しても平成三年六月の金融制度調査会の答申ではこのように述べられております。

現在の我が国の自己資本に係る規制は、バーゼル銀行規制監督委員会における合意に基づく

国際統一基準も、国内基準も、ともに通達で規定されており、法律上の根拠を有していない。

このようない状況にあるのは主要先進国の中では

我が國のみとなつてゐることも踏まえ、金融機

関の経営の健全性を確保するための諸措置の実

効性をより一層確保する観点から、多角的な検討を行うべきである。

こういう答申に基づきまして、金融制度改革法を制定する際に法律の中に取り入れていただくこと

を、他の国と同じような仕組みにしていただくこ

とをお願いした、こういう次第でございます。

○山口(公)政府委員 諸外国におきましてソルベ

ンシーマージン基準に類したもの、あるいはその

ものが規定されております。アメリカでは、各州

におきましてリスク・ペースド・キャピタル、R

B Cという概念で各州の法律で規定されておりま

す。それから、EUも統一指令でソルベンシ

マージンを採用することにしておりまして、各国

で法律でそれぞれ規定しております。

○太田(誠)委員 そこで、各国は法律で定めてお

るといふことありますれば、それは従来の金融

機関に対する監督指導ということは幾つもさまざ

まな柱があつてそれでチェックをしておつたと思

うのですけれども、そのようにはつきりバーソナ

ルナルールというよりもインパーソナルにそ

うルールをつくつた以上、それをみんなが見てそ

こだけを考えておればいいというのが、本来、法

改正したならば、規制の簡素化といいますかある

いはインパーソナル化ということであつて、初め

て私は正当な取り扱いだというふうになると思

うございます。その点はよくわかりました。

そこで、もう一つ言葉の問題でありますけれど

も、ファイアウォールという言葉が出てくるわけ

であります。私は、ファイアウォールという言葉

は、それこそグラス・ステークス法の精神とい

うものを考えたときに、つまり証券、銀行の間の

相互参入のときにファイアウォールという言葉が

出てきているのであって、生損保の話でファイア

ウォールという言葉はあつたのかと実はびっくり

いたしたわけでございます。

それは、もちろん親子間の取引、親会社、子会

社間の取引とその他の取引というものが違つてい

てはいけない、わかり切つたことは、むしろそれ

は独禁法の世界の上の話なのですね。他の取引と

自分の内輪の取引を差別してはならないというの

は、これは一種独禁政策的な観点になりますが當

たり前のことでありますけれども、そういうもの

を越えて、この場合にファイアウォールという言

葉が出てくること自体が私は何かなじまないとい

うような気がいたすのですけれども、そこはどう

ですか。

○山口(公)政府委員 先生御指摘のように、銀行

と証券との間にかなり厳格なファイアウォールが

定められております。生損保の場合におきまして

も、親子の関係でございますので、例えば親子の

保険会社の意思決定がほぼ同一人で行われた場合

には、親会社が不良融資先を有しておつて、子会

社に融資させ、そのかわり金で債権を回収とか、

そのものを設定する必要はないのではないか。

銀

証におけるよほどの利益相反という問題は比較的生

るといふことが仮に行われますと、子会社といふのは、自分が資本は持つておりますけれども全くまで独立した会社でなければいけないわけで、しかも、独立していませんと、生損保の兼営を禁止しておりますから、この関係が独立性がなくなると禁止している意味がなくなるわけでございま

す。そういう意味で、やはり生損の間でもファイ

アウオールというのには必要ではないかといふう

に思つてござります。

○太田(誠)委員 ただそれは、グラス・ステー

クス法が想定した世界は利益相反のことがあつて

そういう言葉が出てきているわけで、確かにおつ

しゃるとおりで、それぞれが認可をされる業種で

あればおのずからそこには常識的な壁があるのは

当たり前だけれども、それを越えてわざわざファ

イアウオールと言わなければいけないようなこと

なのかどうかというの私はむしろ疑問なです

ね。そこはどうなのですか。今やファイアウォール

という言葉はあるらゆる業種について使われてい

る言葉なですか。

○山口(公)政府委員 おっしゃるよう、ファイ

アウオールは銀証の際に使われまして、そのと

き、銀証の方もいわゆるアームズ・レンジス・

ルールといつものがあつて、それを導入したと

きにファイアウォールという言い方をしておつたわ

けでございます。今回、生損の相互参入の際も、

ファイアウォールという言葉を使わせていただい

ておりますけれども、ファイアウォールの高さと

いましようか、壁の高さというのは、先生の御

指摘のよう、生損の間でファイアウォールと

うほどのことがあるかねというような御疑問もよ

くわかります。

したがつて、銀証と比べて生損のファイア

ウォールといつのは、同じ言葉を使いながら同じ高

さのものを設定する必要はないのではないか。

銀

証におけるよほどの利益相反という問題は比較的生

損の間では少ないのではないかというのは、先生の御認識と私どもと余り違わないのではないか。そうなると、おのずとファイアーオールも、同じ言葉ではござりますけれども、そこは違つてくるべきではないかというのは御指摘のとおりだと思います。

ただ、言葉の問題としては、ほかに適当な言葉があれば使うことはやぶさかではございませんけれども、一応そういうことで呼ばれておりますので、そういう言葉を使わせていただいております。

○太田(誠)委員 だから、最初に何で大きな話をしたのかということ、特に強調する必要がないことはもう言わないことがいいのだというのが、法律といふものが持つてゐる国民自身を律するルールだということありますので、使わない方がいいのです。ファイアーオールという言葉も実はここでは使わない方がよくて、実際に、何か違法態のものであつて、それぞれが監督を受けておるという立場からすれば、これはやつてはならないというふうなことを明示するこ

とで十分であつて、法律の精神の中には実はファイアーオールといふのはないのだと僕は思うのですね。監督をしておるという立場からして、そこはおのずから越えてはならないものがあるのだという程度のこと、ファイアーオールという言葉は使わない方がいいのではないか。

○山口(公)政府委員 生損保は兼業を禁止しておりますので、ファイアーオールという呼び方が適切かどうかは問題がありますが、そこに関しては、やはり独立性がなければ、自分が本体でやつてゐると実質的にも同じになつてしまつということがあります。生損保の兼業禁止、諸外国でもその仕組みをとつておりますから、それが意味をなきなくなつてくるといふ危険性があるので、そついた法的な意味からいつても意味があるのではないかというふうに私は考えておるものでございます。

ただ、高さの問題というのは、先生の御指摘の

とおりの、利益相反の度合いといふのは業態間の諸事情で違つてくるのだろうと思うでござります。

○太田(誠)委員

ということは、それこそ、先ほどアームズ・レンジス・ルールのようなことは念頭に置いているけれども、それ以外のことについて余りやかましく言うようなことではないよう思つて余りやかましく言うように思つておるわけですが、これから先、法律はまあいいんだけれども、法律から先の話で、省令とかあるいは通達でもつてこれはいけない、あれはいけないという細かいことを言うような世界ではないのだということを確認をさせていただきたいと思います。

もう一つ、言葉の問題でありますけれども、保険契約者保護基金というものをつくれ、こう言つておるわけですね。つくれということを言うのは、普通は政府が何かをせよと言つときには、そ

のようなことをエンカレッジするために何か金を出すとか税金をまるかどんとか、そういうことをやるわけですね。それでもつて、そのようなやつてもらいたいということができるよう、あるいはそういうお勧めをするということの何か実際の裏づけがあるのが普通でありますけれども、そこはどうなんですかね。何もないんですね。

監督をしておるといふ立場からして、そこはおのずから越えてはならないものがあるのだと、いう程度のこと、ファイアーオールという言葉は使わない方がいいのではないか。

○山口(公)政府委員

保険基金は、民法三十四条

により民間が任意に設立する公益法人でございま

す。したがつて、御指摘のような意見というの

は当然であります。この審議をお願いしてお

ります。したがつて、御指摘のような意見とい

うのは、この法律の精神とか、ここでやりとりをしたこと

その立法の精神とか、ここでのやりとりをしたこと

の健全性の維持、それともう一つつけ加えさせて

いただきますと、公正な事業運営の確保だらうと

思つておられます。こうしたこと、国民生

活の安定、向上及び国民経済の発展に多大な貢献

をしておられます。この法律の規定を設けることによりまして、十五年になりますが、十五年間通しておられた法律と

いうものが、あるいはもう既に世間の気持ちとし

ては自由化、国際化の方に進んでいます。我々が今までここで通してきた法律の結果、私も

らくこのような法改正を、今はこういうようにしておられるのだけれども、さらに先ほど言いましたハーモナイゼーションといふことを考えれば、

この改革の目的といいますか、大きな柱は、今申上げました規制緩和、自由化の推進、保険業の健全性の維持、それともう一つつけ加えさせて

いただきますと、公正な事業運営の確保だらうと

思つておられます。こうしたこと、国民生

活の安定、向上及び国民経済の発展に多大な貢献

をしておられます。この法律の規定を設けることによりまして、十五年になりますが、十五年間通しておられた法律と

いうような点がござります。

それから保険契約者等の保護と保険業に対する

信頼性の維持ということで、法律上これが明定してありますと、基金へ保険会社の加入が促進できます。

○太田(誠)委員

とありますればその代表訴訟の乱用等も起きないのではないかというふうに考え、そういうさまざまな効果は法律に書くことによって持ち得るのではないかというふうに思つておるわけでござります。

○太田(誠)委員 もう時間が参りました。

きょうは幾つか疑問の点だけを申し上げておきましたけれども、要は、ここで法律をつくって、それからその後は各省にゆたねるということになつた後どうなるかということをみんながいつも心配するわけでございます。やはり法律に何かを定めたときは、ますその機会は均等でなければいけないということ、それから、法律の段階までは国会のマターですから、余り過剰な介入とか管理にならないようにしてこの段階ではチェックができるけれども、それから後はもうやだねてしまつから、皆様の気持ちとか姿勢次第には対応するとともに、そういう自由化、国際化に

なつた後どうなるかということをみんながいつも心配するわけでございます。

○平田委員 お答え申し上げます。

○山口(公)政府委員 お答え申し上げます。

○尾身委員長 次に、平田米男君。

改正の目的といふのをまず御説明いただけますか。

○太田(誠)委員 もう時間が参りました。

ぶりという全面改正であるということでお

ります。

○太田(誠)委員 もう時間が参りました。

きょうは幾つか疑問の点だけを申し上げておきましたけれども、要は、ここで法律をつくって、それからその後は各省にゆたねるということになつた後どうなるかということをみんながいつも心配するわけでございます。やはり法律に何かを定めたときは、ますその機会は均等でなければいけないということ、それから、法律の段階まで

は、普通は政府が何かをせよと言つときには、そ

のようなことをエンカレッジするために何か金を

出すとか税金をまるかどんとか、そういうこ

とをやるわけですね。それでもつて、そのような

やつてもらいたいということができるよう、あ

るいはそういうお勧めをするということの何か実

際の裏づけがあるのが普通でありますけれども、

そこはどうなんですかね。何もないんですね。

○太田(誠)委員 もう時間が参りました。

きょうは幾つか疑問の点だけを申し上げておきましたけれども、要は、ここで法律をつくって、それからその後は各省にゆたねるということになつた後どうなるかということをみんながいつも心配するわけでございます。

るのだというふうに言われてはいなかということも心配をするわけでございます。

○太田(誠)委員 どうか今後とも、運用に当たつて立法の精神を

大切にしていただかよろしくお願いいたしまして、

質問を終わります。ありがとうございました。

○尾身委員長 次に、平田米男君。

○平田委員 今回の保険業法の改正は、五十六年の改正の目的といふのをまず御説明いただけます

るわけでございますけれども、今回の保険業法の改正の目的といふのをまず御説明いただけます

た保険審議会報告の御提出を賜っております。

具体的な内容としましては、規制緩和、自由化の促進に関するものとしましては、生損保の相互参入、商品、料率についての届け出制の導入、生命保険募集人の一社専属制の一歩緩和、保険ブローカー制度の導入などでございます。

健全性に関するものとしましては、ソルベンシーマージン基準の導入、経営危機対応制度として保険契約者保護基金を設けるなどの措置、保険計理人制度の拡充でございます。

三番目の公正な事業運営の確保としましては、

少数社員権の行使要件の緩和などの相互会社における経営チェック機能の強化、ディスクロー・ジャーニーについての規定の整備でございます。

若干はしょった言い方になりましたが、目的と概要是以上のようなものでございます。

○平田委員 時代に合わせた目的を持つて改正をしたという御説明があつたわけでございます。

具体的に、今回新しいものとして生損保の相互参入というのが認められているわけでありますけれども、生保、損保が子会社方式で相互に参入することによって何が生まれてくるのか、またそれが国民にとってどのようなメリットがあるのか、この辺の御説明をいただけますでしょうか。

○山口(公)政府委員 生損保の相互参入のメリットを、保険会社にとってのメリットと国民にとってのメリットの二つに分けて御説明申し上げます。

保険会社とりましては、生損保の子会社方式による相互参入の実施によりまして、いわゆるクロスマーケティングを通じたワンセットによる商品販売が可能になるなど、経営資源の有効活用が図られまして、事業の効率化が高められるというメリットがあるわけでございます。

もう一つ、国民にとってのメリットでございます。すなわち、国民経済的な見地からいいますと、適正な競争が促進され、事業の効率化が図られ、その結果、消費者の多様化、高度化するニーズに幅広く対応できる新しい商品・サービスの開

発がこれまで以上に期待でき、商品の選択肢が広がるようになれば、それは大変国民にとってもメリットが大きいのではないかというふうに考えております。

改正というものはそれに十分対応しているのかどうか、私は疑問なしとしないわけであります。

その辺はどうのように考えておいでになるのでしょうか。

○山口(公)政府委員 最初にお答え申し上げましたように、今回の保険制度改革は、金融の自由化、国際化等の環境の変化に対応させていただきたいという趣旨がメインの一つになつておるわけでございます。

また規定を置いてございます。具体的には、保険の引き受け、資産の運用、それから付随業務、国債の窓販などを書かせていただいております。それから法定他業、公共債ディング、社債の受託等を書かせていただいております。これらを明確にしております。

また、こうした環境変化を背景とします運用手法の高度化によりまして、キャピタルゲインといンカムゲインを区別する意義が最近失われてきております。これはキャピタルゲインかなインカムゲインかなというふうに考えたときに、昔はっきりと分けられておりましたが、今は非常に商品が複雑になっておりまして、キャピタルゲイン的なものをインカムゲイン的に扱っていくというような金融商品もございます。そうなつてみますと、それを余り区別して、インカムゲインで配当をするというような一見非常にかたい原則を置いておりますので、それを見直しまして、例えば八十六条準備金を価格変動準備金として再構成するというような改革をお願いしてございます。

一方、こうした金融の自由化、国際化は、逆に

保険会社を取り巻く諸リスクの増大をもたらす面もあるわけでございます。いい面ばかりではもちろんないわけで、逆にリスクの増大にもつながる

わけでございますので、こうした意味からは、保険会社の健全性を維持するということで、ソルベンシーマージン基準の導入等の法的な手当てを整備しようとしているものでございます。

○平田委員 よくわかつたよくなからぬようなお話をなのですが、自由化、国際化の問題は、ではもう少し先にさせていただいて、もう一つ、今

我々日本経済を見ているときにさまざまな問題がございますが、大変大きな問題は産業の空洞化と言われているわけであります。ある程度日本の産業が周辺諸国に出ていくというのは、これは時代の流れとしてやむを得ないものかと思うわけであります。同時に、日本国内でそれにかわる新しい産業というのを興していかなければいけないのだろうというふうに思うわけであります。それに對して今我々は力を入れなければならないと思うのです。

健全体といたしましては、保険契約者のためには少しき見点は違うかもしませんけれども、今回の保険業法の改正といいうものは、このようないい問題に対してもどうな取り組みといいますか、今申し上げたような問題点を踏まえてどう対応していくと言つていいのでしょうか。

○山口(公)政府委員 今先生が御指摘になりまして、我が國を取り巻く経済環境といいまして、我が國がこれから克服していかなければならぬ経済上の重大な問題といいうものとこの法律改正とは無縁なものであつてはならないわけございますけれども、今回の法改正は、昭和十四年の法律を抜本的に変えようという、仕組みの主な変更でございます。規制緩和、自由化あるいは健全性の確保といいうような目的を主たる内容としておるわけでございまして、産業のいろいろ抱えている問題、先生のおっしゃった重大な問題についている問題、先生のおっしゃった重大な問題にすぐこれが対応するための法律というわけではありませんけれども、從来から

保険会社も、中小企業あるいはそういったもの、あるいは海外へ進出する企業等、空洞化に対するいろいろな資金援助等、資金援助といいますか金融の円滑化を図つていただいているわけでございます。

そういう意味で、保険会社の資金仲介機能といいますか、そいつたものがやはり引き続き十分に發揮されていくということが非常に大切なことでございまして、そのためには何よりも健全な経営をやっていただく必要があるわけでございまます。

健全体といいますのは、保険契約者のためには役割、つまり金融仲介の機能を十分發揮するためのいろいろな投資としてリスクを負う役割を資産面でも持つておるわけでございます。そういうたのいろいろな投資としてリスクを負う役割を資産面でも持つておるわけでございます。

そういう意味では、あなたがち全く無関係のものをやつておるということではございませんで、そういうもののためにもしっかりとした生保経営あるいは損保経営をやっていただくための法改正といいうふうに認識していただければ幸いです。

○平田委員 もう一つ、金融商品が多様化しているというふうに言われております。それについていろいろな問題点も出ているわけでありますけれども、しかし多様化の流れは止められないわけでありまして、保険業界もそれに対応して対応していくしかなければならないと思うのであります。

今回の改正は、この問題に対してはどのような取り組みになつておるわけでございます。

○山口(公)政府委員 お答え申し上げます。今回の改正においては、規制緩和、競争促進の観点から子会社方式による相互参入をお認めいただきたいということでお願いしてございます

が、これを認めないと、代理店あるいは保険募集人といったそれぞれの販売のチャネルにおきまして、生命保険商品、損害保険商品双方とも供給がいろいろ多様化し、また拡大し、消費者にとって商品の選択の幅が広がるものと考えております。

その際、各保険会社におきまして契約者二千人以上に一層合致した商品が開発、工夫されることが期待され、さまざまな商品を組み合わせました。保険サービスが提供されるというふうに考えておりますし、またそれを期待しているわけでございます。

○山口(公)政府委員 お答え申し上げます。  
御指摘のよう、高齢化社会を迎えまして、少  
的な社会保障を補完する国民の自助努力の必要性  
が大変増大してまいりておるわけでござります。  
特に老後保障、介護保障における民間保険の役割  
はますます重要になつてくると思われます。そ  
うした中で、多様化してまいります国民の生活保障  
のニーズに対応して、個々の利用者ニーズにマッ  
チした多様な保険商品を提供することが求められ  
ているわけでござります。

今回お願いしております保険業法案では規制緩和や競争促進を大きな柱としておりまして、それによりまして保険会社がそういう二つに迅速に対応して、創意工夫により多様な商品開発を進める結果、高齢化社会に対応した保険サービスの充実がもたらされるようになるというふうに考えておりますし、またそういうことを強く期待しております。また、お問い合わせください。

まず規制の緩和、あるいは自由化、国際化に対する対応の問題でございます。

今回は生損の相互参入はお詫めになりました  
が、これまで大きなテーマになつておりますた銀行、  
証券等との相互参入は見送つたわけでありま  
す。平成四年の六月に保険審議会が出されました  
答申では、銀行、信託、証券業務についての参入  
問題は極めて積極的に答申をしておりました。に

もかかわらず、その後出されました平成六年六月の保険審議会報告ではこの辺をほとんどネグリしてしまっているわけでありまして、私ども、この両方の答申を見ますと、文章を見ますと、なぜここくなってしまったのかということがよくわからぬままです。

からないわけであります。しかも、先ほどの答弁では、規制の緩和をやるんです、自由化、国際化に対応するんです、こういうお話をございました。であるならば、今回の生損の相互参入だけを認めた規制緩和というのは、

極めて不十分、また國際化自由化に対する対応としても極めて不十分と言わざるを得ないのであります。その辺はどのようなお考え方をお持ちなのでしょうか。大臣、どうでしようか。

○武井国務大臣 大改革の中で 基本総和 自由化の姿勢が必ずしも十分でないのではないかといふ御指摘かと思います。

互乗り入れの方向を各自もしながにしておられますが、その方針は否定はしないにしまして、も、まず第一段階、この改正の中でどこからスタートするのがいいかという議論をいただいて、生損保の相互乗り入れという方向を答申をいたたいたわけであります。

先ほど太田委員の御意見もございますが、確かめながら規制はなるだけない方がいい、原則自由がいいということだと思いますが、アメリカなどの改革の経験も参考にしながら、おつかなびつくり

でやるわけじやありませんけれども、まず、大改正ではあります、この中ではここまでやってい

こうという姿勢を今回は打ち出しているということです。うに御理解をいただきたいと思うのであります。そういう意味では、原則論からすればまだ将来に期する課題も残つてはいるというふうに私も認識はいたしております。

いるわけであります、今、私の質問に対してもほとんどまとまにお答えになつてないわけでもありますて、答申は明確に「銀行・信託・証券業務への参入については、これまで培つてきたノウハウ等を基礎に、業務の適正な遂行が見込まれるところである。」とござります。

うになつてゐる」云ふので應じておるわけです。しかし、今の御説明では、まず第一段階でと  
いう言い方だけしかされなかつた。私は、まず第一段階でと  
一段階でというのは当然の結論だけをおつしや  
ていることであつて、なぜ第一段階にしたのかと

いう理由が明らかになっていないのではないかと  
いうふうに申し上げているわけであります。

に対応するのだと、いふうに明確にまたお答えされ  
あつた。しかし、出てきたものはそれとはかけ離  
れたものではないのか、審議会の答申ともかけ離  
れたものではないのかといふうに、私は素朴な  
疑問を提示しているわけでございまして、この原  
間にやはりきらつとお答えをして、ござかな

○山口(公)政府委員 大臣の御答弁を若干補足させていただきますと、確かに先生おっしゃるようございまして、平成四年の審議会答申、それとその進め方でござります。どうでしょうか。

議論していただいた平成六年六月の審議会報告書に、いうもので大分トーンが変わっている、それは喜んでございます。

競争促進的な要素を織り込もうという、かなり章

それで、先輩格であります銀行等を見ますと昭和四十六年に実は預金保険法が成立しておりまして、これが私どもが御審議をお願いしております契約者保護基金的なものに類似しているものであります。それとびつたり同じではございませんが、その十

年後に銀行法の改正、これは片仮名法を平仮名法に変えるという歩みでございました。その後、一  
ばらく間があきまして平成五年に金融制度改革法、これは銀行、証券の乗り入れ等の規制緩和が  
中心になつたものでございます。

保険の場合 男はこの約二十年間の重きを一気に実現するということが当初は考えられておつたのだろうと思うのでござります。しかし、余りにも急激な変化というものが、かえつて保険会社のリスクも増大しますし、その結果、契約者保護に

重大な影響か及ぶのではないかといふことはないというような考慮もございまして、保険制度改革を意欲的にやるつもりはないけれども、やはりそういった銀行等の側を見ながら一つ一つやっていこうということです。そういうステップ・バイ・ステップの考えになつておられます。

たわけではございません  
しかし、かといって少しずつ小出しではなく  
銀行、証券、信託と保険との関係は今回盛り込ま  
ことになりませんでしたけれども、生損の相互の  
参入問題とか、あるいはその他の規制緩和の問  
題、いろいろな問題がかなり四隅内に入ってきてご

是、レバーリング問題がかなり深刻な問題になつてゐます。

導入などの法制化を急ぐことが肝要であり、そのまま定着を見極めた後に」「他業態への進出も含め制度改革が完了するよう、段階的に行うこと」が適当である」という報告を保険審議会自身でおおむねいただいておりまして、そういった線に沿って

今回こういった法案の審議をお願いをしていると  
いうことを補足させていただきたいと思います。

〔委員長退席、金子（一）委員長代理着席〕

○平田委員 当初はそういう大改正をやる予定で  
あつたけれども、急激な変化がどう悪影響をもたらすかわからない、こういうのがまた心配になつてきましたという御説明でした。要するに、バブルの崩壊があつて、それで今まで勢いづいていたのが少しきりとまつてしまつた、こういうふうに端的におつしやつた方が真相に近いのじやないかなというふうに僕は思うのですね。

今、日本経済はバブルの崩壊、デフレ経済で非常に萎縮しております。その真つただ中で今回の保険業法の改正がありました。平成四年の答申では、「二十一世紀を見据えてもつと自由化しよう、規制緩和しよう、もう総合金融会社になつて、いくんだ、こういう発想があつたわけあります。しかし出てきたのは、突然、もう生損の相互参入ぐらいでやめておきましょう、経営は健全でなければなりませんと。

バブルの崩壊によってさまざまな弊害が出たことに對する反省という観点からすると、経営の健全性を守つていこうという姿勢は間違つたことではないと私は思います。しかし、本当にこの健全性を守つていこうという姿勢は間違つたことではないと私は思います。しかし、本当にこの改正が五十六年ぶりになされたものということことは、今後五十年間も見据えたものとしてあるのだろうと私は思うのです。そういう改正として、果たして私たち国民に納得できるものなかどうか。責任持つて我々が国民に対しても、こう改正いたしましたと申し上げられるものなかどうかといふことが今ポイントなのではないかと思うのです。

バブルで失敗したといふその反省だけで改正が行われたとするならば、だけで、というのはちょっと語弊があるかもしれません、それだけにどちらわれているならば、日本の将来といふものは、いや、保険業界の将来といふものは非常に危ういのじやないのかなというふうに私は思います。

業界の中も大中小さまざまな会社がございまし

て、利害も違うでしょう、意見も当然違うでしょ。しかし、行政に携わる者、また政治に携わる者は、そういう立場を乗り越えて国民の利益ある

者は、そのままであります。されば、これが

いは国家的利益といふものをベースに置いた判断をしていかなければならないと思つわけでありま

して、世界の潮流からするならば、今回の生損の

相互参入だけにとどめた改正は余りにも時代おく

になつてゐるのではないかなど私は思うので

す。

生命保険といふのは非常に国民性が反映された商品だと言われておりまして、その市場規模といふのは大体その国ごとに限定されてしまう。日本

では生命保険市場といふのはもう成熟したと言つてもいいのではないか。日本には世界トップクラスの多くの生保があります。しかし、もう成熟産業の中で世界一位だ二位だと言つていいだけ、じゃ、十年後、二十年後、そういう生保がどう生きていくのか、そう考えたときに、未来の展望はないのじやないかと私は思うのです。

しかも、最近の生保の総資産の利回りの推移と

いう調査結果がありますが、その利回りはもう著しく落ちてますね。平成二年が六・四二%で

あつたのが毎年一%近く落ちておりますし、平成五年には三・八八%六年では三%ぐらいじやないかと言われています。大体五%ぐらいないと生保はやっていけない、こういう話も聞いております。

これは今のデフレ経済の中で、三%は一時的

なものだという評価もあるだろうと思います。しかし、日本の経済が今後実質四%も五%も、いや名目も、それ以上伸びていくといつ保証は今ありません。

じゃ、そういう中で生保はどうやって期待され

る利回りを確保していくんだ。成熟した日本国内

だけでやつていくとするなら、私は展望は開けないのじやないかなと思うのです。そのときには生保が、銀行とかあるいは証券という、そういうツールを持つて海外に出ていくことができる、そのよ

うなチャンスをきつと与えていくといふことが必要ではないのかと私は思うのです。

アジアの経済は急速に発展をいたしています。

しかし、その中でひとり日本経済だけが停滞し

ているわけです。今アジアの経済における日本の地位といふのは圧倒的なものでしょ。しかし、

十年後たして圧倒的なものと言えるのでしょ

うか。私は、その地位はどんどん落ちていくのだろうと私は思つてます。

それから、先生の御指摘の海外等への展開云々

の問題でござりますけれども、やはり保険業といふものがますみずから足腰をしつかりし、それ

し、圧倒的に他のアジアの諸国の経済力といふのは大きくなつて行く、成長率は一〇%を超えてい

るわけですから。我々はそこにきちっと日本の生

保が入っていくような保険業法の改正をやつてあ

げなければ、業界だけではなくて我々生保にお金

を出している国民としても大きな損失をこうむることになるのではないか。

日本の生保は海外で証券会社や銀行を持てるの

ですか、どうでしょうか。

だから、そういうことでやつてないということだと

あります。しかし、保険会社、生保なら生保は銀行、証券には国内では今できないわけでありますね。だ

でも、どうでしょか。

○山口（公）政府委員 他業禁止の規定というのが

ありますし、保険会社、生保なら生保は銀行、証券には国内では今できないから海外でもできな

いと、そういう御答弁ですね。まさに、世界で活躍する

生保、その手足を縛つてはいるのが今回の保険業

法の改正じやないのでしょか。

○平田委員 国内でできないから海外でもできな

いと、そういう御答弁ですね。まさに、世界で活躍する

生保、その手足を縛つてはいるのが今回の保険業

法の改正じやないのでしょか。

○平田委員 将来日本の生保がどうやつてもっと大きな問

いと、そういう御答弁ですね。まさに、世界で活躍する

生保、その手足を縛つてはいるのが今回の保険業

法の改正じやないのでしょか。

○山口（公）政府委員 確かに先生おつしやいまし

たよつに、この保険制度改革がかなり抜本的なも

ので、これが今後五十年先までこのままいくと

いうことであれば、先生の御指摘もいろいろな問

題を含んでるといふことで私どもも同意するこ

とになるわけですが、この審議会の報告でも、

「当審議会の示した保険制度改革が、できるだけ

早期に実現するよう配慮することが望ましい。」

ということです、今回やるけれども、できるだけ早

期にまた審議会の答申を実現するようにしていこ

うという方針を出されておりますので、いずれに

せよ五十数年ぶりの改正でございますが、これが

終わりということではございません。そういうた

ことをまず御認識賜りたいと思うわけでございま

す。

それから、先生の御指摘の海外等への展開云々

の問題でござりますけれども、やはり保険業とい

うものがますみずから足腰をしつかりし、それ

で、まだ途中の改正です。将來を待つてください

て、足腰を強くしてからやるんです、こういう話でありました。

ちょっと私は、この足腰を強くしてという御答弁については納得ができない。日本の生保は、もつともっと足腰を強くしなければ海外で活躍できぬようなちやちな生保ではないと私は思ってます。それは大蔵省と認識がちょっと違うんじゃないかと思いまし、大蔵省の御認識は世界の経済人から見ても間違っているんじやないかなというふうに思います。

それで、これは途中の改正、全般的にやらなければならぬ改正の一部の改正でしかありません。そういうそういう御説明だとするならば、何で六年もかけて、しかも明確なる答申が出てゐるにもかかわらず、しかも時代のニーズに合つた改正をしなければならないという要望が強いにもかかわらず、やらなかつたのか。これは業界に反対があつたのか。私は明確にすべきだらうと思うのですよ。

が海外で持てない。損保として国際的な展開はも  
ちろん、先ほどは生保のお話をいたしましたが、損保  
も、日本には巨大な損保があります。世界に冠た  
る大会社であります。そういう会社も銀行、証券

う既にしておいでになります。しかし、巨大金融会社として対立する会社は各国にあるわけでございまして、そういう会社と地球を一つの市場として争っていかなければいけない。そうしたときに、他国の会社は、銀行、証券を子会社として持つとか、あるいは併営できる、そういうふうになつてきている。しかし、日本の損保だけはそれはできない。

巨大金融会社としてクローケルな展開をしようとしたときに、まさにボクシングで言うならば向こうは両手で戦っているのにこちらは片手が片手が残されていて片手だけで競争をしなければならぬ。それが日本政府が、日本国が強要している。それを日本政府が、日本国が強要している。なぜ、こういう図になるんじやないんですか。なぜ、こんなことをするんですか。規制緩和というのは本当に間違った方針じゃないんですか。今回の大改正こそいいチャンスじゃないですか。大臣、なぜやられないんですか。六年もかかつてこれだけの山内閣の基本方針じやないんですか。今回の大改正こそいいチャンスじやないですか。大臣、なぜやられないんですか。六年もかかつてこれだけの

改正しかできなかつた。銀行、証券への相互参入が、果たして六年でできるんでしようか。私は非常に不安でなりません。

日本の國民は非常に貯蓄が好きだと言われて、ます。銀行だけじゃなくて、生保にも損保にも貯蓄型でみんなお金を入れてゐるわけです。日本の会社が自由闊達に、自由化、国際化の中で高利り、すなわち好成績を上げていただいて我々の資産をふやしてもらいたいと思つてゐるわけがあります。しかし、それを政府が活躍の場を制限します。現実に既に利回りは三%近くまでなつてしまつてゐる。我々は日本の生保に、日本の損保にお金預けておいていいのでしようか。これから海外で、自由闊達に高利回りで運用してくれる海外保険会社の方にお金を預けた方がいいんじゃないかな、こんな不安さえ私は出てくるんじやないかな。今回の保険業法は、産業の空洞化から今まで進める改正になつてしまふんではないか。

そういう危機感に対して、大蔵省はどのようにお答えしていただけるのでしょうか。

○山口(公)政府委員 お答え申し上げます。

銀行、証券等の他の業務を扱えるか扱えないといふものは、国によつていろいろと事情があります。それぞれの国情に応じてやはりいろいろ制限を設けております。例えばアメリカのニューヨーク州で申し上げますと、これは本体でも保険会社は銀行をやれませんし、また持株会社は会社を通じても銀行業務はやれないというふうに制限されております。

そういうふうに各国それぞれにおきまして、えば銀行と保険との関係におきましても今アメリカの議会でも相当議論がされております。このについては非常にいろいろな法案が出て、兼業認めろといふ法案も出ている、兼業は絶対にだだという意見もあるということで、絶えず問題になつてゐるわけでございまして、現在におきましては、そういつたようには全くやらないということでもあるわけでございます。

改正しかできなかつた。銀行、証券への相互参入が、果たして六年でできるんでしようか。私は非常に不安でなりません。

日本の國民は非常に貯蓄が好きだと言われてます。銀行だけじゃなくて、生保にも損保にも貯蓄型でみんなお金を入れてゐるわけです。日本のお会社が自由闊達に、自由化、国際化の中で高利回り、すなわち好成績を上げていただいて我々の資産をふやしてもらいたいと思つてゐるわけであります。しかし、それを政府が活躍の場を制限します。現実に既に利回りは三%近くまでなつてしまつてゐる。我々は日本の生保に、日本の損保にお金預けておいていいのでしようか。これから海外で、自由闊達に高利回りで運用してくれる海外の保険会社の方にお金を預けた方がいいんじやないか。こんな不安さえ私は出てくるんじやないかな。今回の保険業法は、産業の空洞化から今度金融、保険の空洞化まで進める改正になつてしまふではないか。

そういう危機感に対して、大蔵省はどのようお答えしていただけるのでしょうか。

お答えしていただけるのでしょうか。

○山口（公）政府委員 お答え申し上げます。

銀行、証券等の他の業務を扱えるか扱えない  
というものは、国によつていろいろと事情があ  
ります。それぞれの国情に応じてやはりいろいろ  
制限を設けております。例えばアメリカのニュ  
ヨーク州で申し上げますと、これは本体でも保  
会社は銀行をやれませんし、また持株会社は  
公社を通じても銀行業務はやれないというふう

そういふうに各國それぞれにおきまして、  
えは銀行と保険との関係におきましても今アメ  
リカの議會でも相當議論がされております。この  
については非常にいろいろな法案が出て、兼業  
認めろという法案も出ている、兼業は絶対にだ  
だという意見もあると、いうことで、絶えず問題  
なつてゐるわけでございまして、現在おきま  
では、そいつたようになによつては全くやら  
ないということでもあるわけでございます。

我が国においては、保険審査申で一応そういう一つの道を開くということを考えて御審申いただいておりますけれども、そのやり方というのは、やはりそういうものを着実にやっていくためには手

川を越すにあれば、なかなか済まないで、いろいろなことをやることになるわけでござります。混乱をすれば、やはり生保、損保といふどもそれは大変な、契約者の保護を考えなければならないし、一方で海外展開あるいは他業態への展開、いろいろなことがあります。それが結果として、国民经济的にもマイナスになるということであ

実現の可能性が高いといふに思ひざるを得ないといふに思ひます。

が、私は逆の質問をしているんですよ。  
この厳しい経済情勢の中で、利回りがどんどん悪くなっているそういう保険業界に対して我々は安心してお金を入れておいていいのでしょうかとか、逆の不安を今申し上げているわけであります。それに対してもお答えをしていただきたいとお願ひをしたわけでありまして、今までと同じ説明を繰り返していくだいてもしようがないわけであります。

○山口(公)政府委員 生命保険、損害保険の会社業界にとりましても、現在のこういう低金利といった経済状況は運用環境としては非常に厳しいものがある。一度お願いいたします。

ごきげんます。したがって、お常は名前とモードナンバーをやり、努力をし、お預かりをした先の契約者に、何とかその期待に報いるように、期待に沿うようになります。

経営環境というのは、こういった金利情勢等で変わってくるわけでございます。仮に、例えばドルの金利が高いからといってドル債をどんどん買うとなれば、今度はまた為替の方のリスクがあるわけでございます。それを、じや金利をスワップ

してへツジしてしまえば、ほん国内の金利の円高利と同じ水準に下がるわけでござります。そうした環境の中で、非常に努力をされ、経費を節減し、いろいろな御努力をされております。

にそいつた国民の期待に沿うように努力しておられますので、私どももそいつた努力ができるだけ支援していきたいというふうに思っておりますけれども、今先生の御指摘の、制度の改革で支援するかどうかという点につきましては、そういう手順を踏んでいった方がよろしいのではないか

○平田委員 何度お伺いしても同じような御答でござりますので、我々の、国民の不安というものは解消されません。それは解消されない今までかかるを得ないのでしょうけれども。

これが手順を踏んでやるんですけど、そういうお話をございました。ゴールドは銀行、証券との相互参入です、こういう御説明でありましたが、今急激に経済は変化いたしております。日本経済だけではなくて世界の経済が大きく変化しておって、日本今まででは先頭を走っていたようなのですが、最近はどうも後ろの方に来ているのではないかといふ不安があります。しかし、変化的テンポは極め速い。そういう状況の中で考えるならば、これワシントン大統領などするならば、次のツーステップには早く移行しないといかぬのではないかといふうに思いますが、どのようにその辺は具体的日程をお考えなんでしょうか。

○山口(公)政府委員 先ほども御披露申し上げたように、保険審の報告の結論も、こういつ改革が非常に、銀行でいへば二十年分の改革をるわけでござります。その定着を見て、できるだけ早くこの制度改革をその後進めるようについてふうに言われておりまして、今の時点でいつ、は何年後にこうするといふところまでは、も少しこの定着を見きわめる必要があろうかといふことで、その具体的な年限を申し上げられない

とを御理解いただきたいと思います。

○平田委員 今私たちは、それぞれの保険会社がどのような経営状態になつてているのか非常に知りたいというふうに思つていますが、なかなか保険業界の経営内容というのははわかりにくくいと言われております。それぞの保険会社、生保、損保含めて、経営状態というのははどうやつたら知ることができるものでしょうか。

○山口(公)政府委員 保険会社の経営状況とか資産状況等につきましては、経営情報の開示という問題でございますが、これは有価証券報告書や銀行と同程度のレベルで自主的に開示を行つてゐるほか、保険契約者に対する決算書類の閲覧、交付などを行つておるところでございまして、結果としては銀行等と何ら遜色のない情報開示を行つてゐるところでございます。

項目数で見ましても、損保で百十一項目、生保で百八項目というかなりの項目についてディスクロージャーをし、その開示をしているところでございます。そういつたものをごらんいただければ各会社の状況を見ることができるわけでございま

○平田委員 営業所へ行けばそこに書類がある。しかし、一般の保険契約者がそんなところまでやるんでしょうかね。我々一般消費者からすると、銀行は利回りでどれだけ利率があるのかというのは新聞等に載つてすぐわかるわけですが、そこは保険会社、保険契約したときに、もう確定利回りになつているという話なんですけれども、しかし銀行の経営状態がわからぬのと同じように、保険会社の経営状態はわからぬ。私も貸借対照表とか損益計算書、資料を持ってきてもらつて見せてもらいましたが、若干そういう書類を見た経験がありますので一応わかりますが、一般的なからするとわからないわけです。

今度いろいろな健全性を保全するための改正をした、ソルベンシーマージン基準の導入をしたというのですね。それから、あるいは保険計理人の報告書を取締役会あるいは大蔵大臣に提出するよう

にしたということなんですが、これは両方とも国

民には目に触れないようですね、今回の改正を見ている限りは。

ディスクローズするんだ、ディスクロージャー

をやるんだというふうにおっしゃつていながら、

結局それは業界内の、あるいは大蔵省と業界との間だけでの情報公開であつて、本当の情報公開と

いうのは国民に対してやるのを情報公開というの

じゃないのでしょうか。その辺、私はどうも言葉が正確ではない、おかしいな、こんなふうに思

うのですが、どうでしようか。

○山口(公)政府委員 先ほど銀行と他業態とはど

んど遜色のない情報開示を既にやつておりますと

いうことを申し上げましたが、このディスクロ

ージャーの冊子、先生よく御存じのようでございま

すけれども、これはもちろん各営業所で閲覧でき

るほかに、各営業所になりますと一社分しか見れ

ませんけれども、これを全社分合本、合わせまし

て、各地の生命保険協会とか損害保険協会、また

消費生活センターにも置いてございまして、そこ

で閲覧に供されております。保険契約者の方々

は、これらを見ることによって、各保険会社の経

営状況を比較してみたりいろいろなことがありますので、そういつたものを利用いただきましていろいろと経営状況を判断していただきたいと思

うわけでございます。

ディスクロージャーにつきましては、絶えずその改善について銀行の方も努力しておりますし、保険会社もそいつたことに努力をしていくといふ方向は、先生の御指摘を踏まえて考えていかなければいけない問題だというふうに私も思つておるわけでございます。

○平田委員 そういたしますと、今回の改正では、ソルベンシーマージン基準による調査の結果公表とか、あるいは保険計理人の報告書の公表というのは明文化されおりませんが、これ

等については、しばしば申し上げましたが、いろいろとその指標だけでその会社のよし悪しを判断されてしまうということが仮にありますと、大変

営業の面で大きなシフトが起きたりという思われぬ効果が出てまいるわけでございます。

もちろん会社の経営というのは、そのほかのい

ろいろな指標も見ながら判断しなければいけないわけでございますので、今ソルベンシーマージン

基準がその試行段階で、まだいろいろな試行錯誤をやつしているということも合わせまして、その公

開につきましては当面それを差し控えるのが適当ではと思つておりますけれども、将来、ではこれ

は全く外に出さないことになるのかということに

ついては、私は、やはりディスクロージャーとい

う大きな流れの中でこれは前向きに考えていくべ

き問題の一つだらうというふうに思つていてこと

は申し上げられると思います。

○平田委員 最後、時間がなくなつてきましたのでまとめてちょっと質問をさせていただきます。

先ほども産業の空洞化に対応して、新産業に対する力を入れていかなければならぬというふうに申し上げたわけありますが、ベンチャービジネスなどというふうに言われますが、このような新産業に対する融資、生保、損保、どのような状況にあるのかわかりますでしょうか。これが一点です。

それから、銀行の不良債権問題については大きくクローズアップされているわけでありますけれども、生損保はこのような不良債権というのはどれだけあるのか、あるいは金利減免債権というのほどの程度あるのか、わかつておれば明らかにしています。

それから、著しく海外投資をいたしました。

それから、不良債権でございます。生命保険の場合は、経営破綻先債権及び六ヶ月以上の延滞債権で四千七百八十一億で、貸出金に占める割合は〇・七五%、損害保険会社では、同じく千六十五億円、同比率が一・五八%で、比較的低いペーセントとなつてございます。

それから、不動産投資をいたしました。

不動産投資が海外で多かつたというふうに聞いておるわけでありますと、その結果、円高とそれから不動産市場の崩壊によりまして多大な損失をこうむつた、生損保もその中にある、こういうふうに聞いているわけでありますけれども、その辺の損失の状況というのは把握されておりますで

しょうか。把握できておれば明らかにしていただきたいと思います。

それからもう一点、最後に、今後高齢化社会の中で年金、介護の問題が大きくクローズアップされてくるわけでありますし、現にクローズアップ

されているわけでありますけれども、生保と損保の関係で、年金関係の商品で税の取り扱いが違

う、こういう問題があるようでございます。

政府税調では、こういう預金をやすすということに対するインセンティブを与えていた方がいいのかどうかということに対しても異論があるようございます。しかし、同じ商品を売っている

生保、損保、今回相互参入もするわけであります

と、第三分野は両方できるというふうにしたわけ

であります。そこで、売る会社によって取り扱

いが違うということであつたならば、私は税の公

平という観点からいいたら問題がある、こう思

ます。その辺についてははどのようなお考えな

か、お答えをいただきたいと思います。

以上、四点です。

○山口(公)政府委員 まず、ベンチャービジネスに対する融資でございます。実は融資の中で区分けしておりますので把握してないことをお許し

いただきたいのですが、生損保の中にも融資を

行つているところがあるというふうに聞いており

ます。

それから、不良債権でございます。生命保険の場合は、経営破綻先債権及び六ヶ月以上の延滞債

権で四千七百八十一億で、貸出金に占める割合は〇・七五%、損害保険会社では、同じく千六十五

億円、同比率が一・五八%で、比較的低いペーセ

ントとなつてございます。

それから、円高の影響でございますけれども、生保の大手八社の外貨建て資産の残高は約十五兆円でございまして、総資産百三十五兆円の中の約一・四%を占めるわけでございます。損保の二十五社でも一〇・九%。これらの資産に対してもスケベッジを行つているものもかなりございま

いるものも既にござりますので、それともう一つ、通貨別に分散投資をしていることがありますので、少なくともドルの価格変動の幅よりは少なくて、世に言われているほどの大きさではないとうふうな感じを申し上げたいと思います。

○小川(是)政府委員 生損保控除あるいは年金控除についてのお尋ねでございます。

まず一つは、生損保控除のあり方にについては、

今委員御指摘のとおり、税制調査会の答申におきましても、結果的には貯蓄獎励税制として残つてゐる、これについてどう考えるか、公平という観点から、あるいは政策税制としてこのまま存置するにはいかがかという問題提起がなされております。

第二点といたしまして、個人年金控除の対象が生命保険関係の年金商品に限られているという点でござります。

これは、国民のニーズと提供される商品が非常に多様性を増している、それでながら各種の業界ごとに提供する商品の中身が類似性を持つてきているというところから、税としてどのように対応するのが公平であり中立的であるかという問題でございまして、この点につきましては、例えば損害保険業界、あるいは証券業界、あるいは信託業界から、個別に年金控除の拡大の要求をこれまで寄せられておりますが、私どもは、この年金控除の存在そのものについても公的年金、私的年金のあり方と含めて議論をしてなければならない問題であるというふうに思つておりますし、また、一つづつ商品ごとに拡大するというのは、もとより公平、中立、簡素、いずれからとっても問題があるというふうに考えております。

○山口(公)政府委員 申しわけございません。先ほど一点申し述べることを忘れました。

金利減免債権につきましては、銀行と同じように、今の時点ではディスクローズしておりませんので、数字がございません。

○平田委員 以上で終わります。

○尾身委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後零時六分休憩

午後二時十六分開議 休憩前に引き続き会議を開きま

す。

○尾身委員長 休憩前に引き続き会議を開きま

す。

質疑を続行いたします。谷口隆義君。

○谷口委員 新進党の谷口隆義でございます。

一昨日、当委員会におきまして、今回の保険業法の政省令の骨格についていただきたいというよう申し上げております。昨日いただきました。委員長並びに理事各位の御配慮に感謝申し上げます。

見せていただきましたが、お聞きしますと、政省令の予定が大体百八十ぐらいあります。そこで、その一部程度の政省令であったということでお若干不満は残るわけでございますが、見ていただいたわけでございます。

ルールとレギュレーションというような問題がありまして、先日、本を読んでおりますと、非常に興味深いところがありました。規則と規制といふことでございますが、このルールの根底にはフェアな精神がなければいけない、そういうようなことで、ゴルフの例を出しておったのですね。

ゴルフのルールがあります。一般的に申し上

げますと、ゴルフをやられた方はおわかりだと

思いますが、ノータッチが原則でございますが、日本におきましては、例えば芝が傷むということ

でござりますが、このルールがございます。

そういうことでございまして、今回もまた一時間ほどいただいておりますので、保険業法について、また後、若干の時間をいただいて経済問題について御質問いたしたいと思います。

まず初めに、変額保険についてちょっとお聞きいたしたいと思うのです。

これは、バブルのときに非常に急激に膨らんで、それがバブルの崩壊とともにいろいろ問題を起しておる商品でございます。保険料を一時払いする、その一時払いの資金を銀行から借り入れをしてやるわけですね。その運用の方は、株であ

るとか債券であるとかいうようなところで運

用をする。バブルの華やかなときは運用益がかなりあつたものですから、そういうことでかなりふえたのだと思うのですね。いわゆるハイリスク・

ハイリターンの商品、こういう商品が変額保険と

いう商品であろうと思うわけでございます。ちなみ

に、一九九〇年末に契約高は十兆円を超えてお

るというようなことでございまして、かなりの契

約高になつたわけでございます。

この一つのポイントは、保険商品と銀行の融資とレギュレーションの違いというのが、今、日本

の間の交渉事についてそういうようなところが根底にあるのではないか、このように言われておるわけでございます。そういう意味で、今回この政

省令の骨格ということを申し上げたわけでござい

ます。

実は、本法のその方向が、このレギュレーションの指向性と申しますか、こういうふうな指向性に合致しておるということが非常に大事な問題であります。先日私、質問させていただきましたが、例えばソルベンシーマージンにしましても、試行基準でA基準、B基準というようなところがある、実はそれが政省令マターになつておって、どういいう方向に決まるかはわからないわけでございまして、その決まり方いかんで若干その方向は変わつてくるというようなことがござりますので、そういう方向に決まるかはわからぬわけでございまして、今回政省令の骨格といふこと

で、その決まり方いかんで若干その方向は変わつてくるというようなことがござりますので、そういう方向に決まるかはわからぬわけでございまして、これは保険会社の受理分といいますか、保

險会社が訴訟の相手方になつた分だけございま

すが、平成三年に一件、四年に二十一件、五年に八十六件、六年に百三十二件、平成七年に二百四十件というようになりますと、非常に悲惨

な事例も見受けられるわけでござります。

そこで、これは保険会社の受理分といいますか、保

險会社が訴訟の相手方になつた分だけございま

すが、平成三年に一件、四年に二十一件、五年に

八十六件、六年に百三十二件、平成七年に二百四十件というようになりますと、非常に悲惨

な事例も見受けられるわけでござります。

そこで、これは保険会社の受理分といいますか、保

险会社が訴訟の相手方になつた分だけございま

すが、平成三年に一件、四年に二十一件、五年に

八十六件、六年に百三十二件、平成七年に二百四十件というようになりますと、非常に悲惨

な事例も見受けられるわけでござります。

そこで、これは保険会社の受理分といいますか、保

なければいけないということで、こういった主に個人向けのものにつきましては当面届け出に移行するつもりはないということでございまして、大口の企業物あたりからやつていくという手順を踏んで届け出制への移行を図るということをごさいます。

○谷口委員 要するに認可制から届け出制に変わったわけですね。その際に、この届け出制といふことがはつきりわからないわけでございますが、届け出された商品についてはこれはもうそのままいいよというようになるわけです。

○山口(公)政府委員 変額保険のような個人向けについては、すぐに届け出制に移行するつもりはございません。一般的に届け出制の扱いといままでいいよというようになるわけです。

○谷口委員 それで、大体その基準は今おっしゃったようなことが基準になるわけですか。その商品の基準ですね。今おっしゃったように、変額保険については届け出制ではなくて認可制を継続するわけですね。

○山口(公)政府委員 商品あるいは料率の届け出制への移行で今考えておりますのは、大口企業物件や国際的な取引に係る保険、専門的知識を有する事業者等が契約者となる保険といった、契約者保護に欠けるおそれの少ない保険を定めるつもりでございまして、具体的には、生命保険では年金福祉事業團保険、厚生年金基金保険、国民年金基金保険等の団体保険、損害保険では船舶、貨物及び航空の各保険、各種取引信用保険、会社役員賠償責任保険及び地震拡張担保特約等を規定するつもありでございまして、今御指摘の変額保険はこの最初に省令で定める届け出移行のものには入れております。

○谷口委員 先ほど申し上げたとおり、これはハイリスク・ハイリターンの商品ですね。ですから、現状、そういう混乱を引き起こしておるわけ

です。そういうような状況で、この変額保険は認められて今現在流通しているわけですね。いろいろこれから新商品が開発されて出てくるということがありますね。例えば、これはほんの一例でござりますけれども、デリバティブという金融派生

商品で資金調達、資金運用をやつしているところが多いわけでございますが、デリバティブで運用するような保険ができたとした場合に、これを認められるか認めないかというその判断基準はどういうところに置いてやつていらっしゃるのでしょうか。

○山口(公)政府委員 やはりそういった非常にハイリスク・ハイリターンのものといいますのは、運用もそいつた、先生のおっしゃるとおりデリバティブ等を活用してというのも商品としてはあり得ると思います。その場合に、やはりその契約の相手方というものに着目しまして、先ほど私が申し上げたような相手方のものであればそういうふた届け出制へ移行できると思いますけれども、個人を相手にするようなものについては認可制でなければならぬという事情もあるうかと思います。

そういった相手方、つまり、そういったリスクを十分にもう組織としてもはつきりと当然つかんでいる、また、つかむ能力はもうだれが見てもあるような、そういった方々を相手にする保険でありますれば、そういった届け出制等の自由化措置の対象に早く移行できる、そうでないものは、ちよつとそれはすぐにはまいらない、こんな基本的な考え方でやつてしまいりたいと思っております。

○谷口委員 だから、現行の変額保険というのはこの認可がどういう形で行われたのかはつきりわからないのですけれども、いずれにしても、かなりのところが主になつておるのかはつきりわからぬでございまして、私はデリバティブで運用している商

くですか。

○山口(公)政府委員 結論的な申し方をさせていただきますと、相手方によるということであります。したがいまして、大企業等の企業物件からとうふうに申し上げているのは、相手方がそういったリスクをちゃんともう理解しているというふうに申しますから、どういう会社であるかということで判断をする、そういうふたものを見た上で、そういうふうに思つておる次第でござります。

○谷口委員 変額保険はこのあたりで終わりまして、いざれにしましても、こういう訴訟事件が頻繁に起つておりますし、そういうハイリスクの商品、特に株式市場がかなり大変な状況になつておりますから、株で運用するような商品ですね。私は本来リスク遮断という意味から、そういう複合商品がどんどん出てきて、保険のところがボイントになつておるのか、運用のところが、スペ

キュレーション」というのですが、投機的な意味合のところが主になつておるのかはつきりわからぬでございまして、むしろ変額保険のところはそういう投機性が一つあつたと思うのです。これは節税商品ですけれども。しかし、いれにしても、かなりの高運用、高利率の運用が当時はなされておりましたから。

そういうようなことで、非常に複雑な、複合商品というか、これからそういう商品が出てきたときに、やはり保険はあくまでも保険であるといふ観点でやつていかない、そのあたりがどうもどんなん、これまた、今後保険業法は銀行、証券もというようなことになつておりますので、そうしますと、そういういろいろな商品が出てまいつて、これは国民生活に多大に影響を及ぼすことでございまして、そのあたりの状況も十分加味してやつていただきたいというふうに思うわけでございます。

次に、ロイズの関係をお聞きいたしたいと思います。ロイズの関係をお聞きいたしたいと思いまして、その一環でございまして、英國は保険市場におけるブローカー制の導入であるとかロイズの参加であるとか保険料と新商品の認可の規制緩和の問題について非常に关心を持つておられたということがあります。金融協議の十一回会合、平成三年四月三日に東京で行われた会合で、英國は今私が申し上げた何点かについて非常に興味を持っておられたというふうに申しますが、保険審議会がございまして、大企業等の企業物件からと問題について非常に興味を持つておられたという

ことです。金融協議の十一回会合、平成三年四月三日に東京で行われた会合で、英國は今私が申し上げた何点かについて非常に興味を持つておられたというふうに申しますが、保険審議会がございまして、大企業等の企業物件からと問題について非常に興味を持つておられたという

ことです。金融協議の十一回会合、平成三年四月三日に東京で行われた会合で、英國は今私が申し上げた何点かについて非常に興味を持つておられたというふうに申しますが、保険審議会がございまして、大企業等の企業物件からと問題について非常に興味を持つておられたという

ことです。金融協議の十一回会合、平成三年四月三日に東京で行われた会合で、英國は今私が申し上げた何点かについて非常に興味を持つておられたというふうに申しますが、保険審議会がございまして、大企業等の企業物件からと問題について非常に興味を持つておられたという

ことです。金融協議の十一回会合、平成三年四月三日に東京で行われた会合で、英國は今私が申し上げた何点かについて非常に興味を持つておられたというふうに申しますが、保険審議会がございまして、大企業等の企業物件からと問題について非常に興味を持つておられたという

ことです。金融協議の十一回会合、平成三年四月三日に東京で行われた会合で、英國は今私が申し上げた何点かについて非常に興味を持つておられたというふうに申しますが、保険審議会がございまして、大企業等の企業物件からと問題について非常に興味を持つておられたという

うよりはそういった技術論での解決を見させていただいて、今回御審議をお願いしているという経緯でございます。

○谷口委員 ですから、要するに保険審議会の議論の中にはなかったということですね。ちょっととわかりにくい表現で今おっしゃいましたので理解しにくいわけでございますが、従前からこのロイズの問題については、先ほど申し上げたとおり日英金融協議の中で議論がなされておったのでしょう。それについて、保険審議会の中でこの問題について議論を落としていくというようなことは、今非常に特殊性があつたからというようなお話でございましたが、なぜなされなかつたかということ、ちょっとと済みませんがもう一度お願いいたしたいと思います。

○山口(公)政府委員 若干繰り返しになつて恐縮でございますけれども、この問題は政策的な問題でございまして、保険組合が今支払い能力が低下しておつて、「新規引き受け業務停止の危機に直面している」というようなマスコミの報道があるわけでございます。九一年決算で過去五年間の累損が一兆一千億にも上つておるというようなことでございます。

保険部長の答弁を見させていただきますと、十分支払い能力があるから問題ないようと思つて、いうような御答弁でございましたが、このあたり、十分な支払い能力があるかないかというようなところをもう一度御答弁をお願いいたしたいと思います。

○山口(公)政府委員 保険という制度 자체がロイズから始まつたものでございまして、ロイズは三百年以上の歴史と伝統を誇つておるわけでござります。損害業界の中では絶大な信用を有している

という組織でございますが、この長い三百年の歴史の中でも保険金の支払いができなかつたということはなかつたそうでございます。

今回ロイズを法的な手当でをしてしまして我が国法制上位置づけたわけでございますけれども、ロイズ自身としても契約者保護の観点から、保険金の支払いを確実にするためのいろいろな措置をとっております。

それをちょっとと御紹介させていただきますと、具体的な引き受けの者でございますネームと呼ばれる人たちの收受します保険料は原則として信託基金と呼ばれる信託財産として管理され、保険金の支払いについてはまずこの信託基金から払われるわけでございます。ここで不足する場合は、各ネームがロイズ協会に預けてあります預託基金と呼ばれる預託金から支払われます。個人ネームは無限責任を負つております。これらの基金から支払いで不足する場合には個人ネームの個人資産から支払われるということになるわけでございます。

この個人ネームへの支払いの追徵といいますか、これが相当な額になるのではないかということが大分言われております。それは事実そういうことが予想されるようございますが、そのほかにロイズ協会自身として、これは協会でございまして、中央基金と呼ばれる資金を持っておりまして、最終的にはこの中央基金から支払うということで、幾重もの措置をとつているということでございます。

それで、先生の御懸念の向きは、最近の報道あたりからロイズが経営危機ではないかというふうに言われておりましたけれども、私が行つて確認したわけではございませんので自信を持つて言えます。ロイズの問題につきましてはその程度で終わらまして、次に、またブローカー制度に

ついてちょっとお聞きいたしたいと思うのです。今回ブローカー制度が導入される予定になつておるわけでございますが、それについて、自主規制機関として、仮称保険仲立人協会、そういう協会を設立する方向にある、このように聞いておるわけでございますが、それについていかがでございましょうか。

○山口(公)政府委員 今回ブローカー制度の導入をお願い申し上げておるわけでございますが、このプローカー制度については次第に関心も高まつてきておるわけでございます。ただ、ブローカーに実際なうという人あるいは法人が具体的にまだ名乗り出でるまでには至つておらない段階でございます。

今御指摘のブローカー協会につきましては、法律施行に向けて設立の機運が高まることは非常に私ども結構なことだというふうに思つております。行政当局としてもそういう動きがあれば積極的に支援してまいりたいというふうに思つております。

○谷口委員 それと、登録制ということでちょっととお聞きしたいのですけれども、この登録制は一定期間ごとに更新することを前提とされておるのでしょうか。

○山口(公)政府委員 この保険ブローカーについて、登録制のもとで「保険募集に係る業務を的確に遂行するに足りる能力を有しない者」には登録を認めないとしているほか、賠償資力の確保を義務づけておりまして、契約者保護に十分留意しているところでございますが、この保険ブローカーの登録につきまして、今回、更新制はあえて採用してはおりません。

保険業法におきまして、毎年事業報告書の提出を求めるなど、保険ブローカーの業務につきましては継続的監督を行つこととしておりまして、改めて登録更新制を採用しなくとも適切な制度の運営は図り得るのではないかというふうに考えておるわけでございます。

○谷口委員 それでは、この登録制につきまして、ブローカーとしての知識、経験というようなことが当然必須になつてくるわけでございます。

○山口(公)政府委員 ブローカー協会がもし設立された場合にぜひ試験をやついただき、その結果、あるいはそこが行う研修の修了を登録審査の際の一つの基準とするのも大変よい考え方ではないかとふうに思つております。

○谷口委員 どの程度のレベルといいますか、これは非常に難しいあれでございますが、かなり重要な立場になるわけでございますが、かなり重い立場から、資質であるとかまた経験であるとか、実務の従事期間ですか、こういうようなことも経験は図り得るのではないかというふうに考えておられた、かなり難しい状況になるのか、そこは割と一般的に、どなたもなりやすいといいますか、割



の問題についてお聞きいたしたいと思うのです。

最近マスコミを見ておりますと、証券会社が非常に経営危機と申しますか、中にはもう経営破綻寸前の証券会社もあるというように聞いておるわけでございます。証券界は、現在、信用の失墜であるとか、手数料の自由化であるとか、過剰投資のツケというようなこの三つの危機を経験して、本当に厳しい状況にあるというようなことのよう

でございます。

四十年不況と言われるよつた証券不況があつたわけでございますが、この四十年不況のとき、このピークの六三年から六七年にかけて、一日当たりの東証の出来高が二九%減少しておつて、それに対しても職員数が一%減った、このように言われてゐるのです。それから、今回の不況の折に、この一日当たりの東証の出来高が八八年から九四年にかけて六七%減少しておつて、それに対して職員数の減少が一七%であるというふうなことで、業界全体が今懸命にリストラに取り組んでおるわけでございまして、一刻も早くこついう証券不況、証券会社の経営の悪化の問題について乗り越えていかなければいかぬということと、今取り組んでおられる最中であると思うわけでござい

ます。

一つ指標を見るのに、大手の証券会社の採算の問題で見ますと、東証一部で一日当たりの売買代金が四千億ぐらいが採算ラインである、このように言われているようでございます。それに対しても、九四年の上期が大体三千五百億ぐらいになつて、九四年の下期は、この一部、二部合計で三千億ぐらいになつておるというようなことで、そうしますとかなり証券会社が経営悪化しているといふような状況が読めるわけでございました。

まず初めに、これは、証券局長きよう来ていらっしゃるのでお聞きしたいわけでございますが、大きなところでお聞きしたいわけでございますが、今回のこの証券不況の、いわゆる証券市場

の低迷の原因がどこにあるのかといふようなことについてお聞きいたしたいと思います。

○日高政府委員 ただいま御指摘がございましたように、いわゆるバブルの崩壊後、市場の低迷が続いている、そういう状況の中で証券会社の経営が非常に厳くなつてることは御指摘のとおりでございます。

例えは本年三月期の決算の状況については、今

現在精査中でございますけれども、昨年の九月期の恐らく四、五倍の赤字、これは国内証券会社全體ということでございますが、そういう状況になつてくるであろうということでござります。バルがはじけて、いわゆる御指摘がありました取引高の減少、そついたものが主としてその原因となりまして、証券会社の厳しい経営、そういう状況に追い込まれてきているということはそのとおりでございます。

ただ、株式市場そのものを単独で活性化させることで、業界全体が今懸命にリストラに取り組んでおるわけでございまして、何といつても、市場の活性化の一一番の大きな原因といいますか対策といふのは、経済そのものをよくすることに尽くるということであろうと思ひます。

景気対策についてはここ数年累次にわたりいろいろな形で行われてきておりますし、それとあわせて証券市場の活性化策についてもいろいろな形で実施をしてまいりました。先般の緊急円高・経済対策の中にも、金融・証券市場に対する対策と

いうこともで幾つか盛り込ませていただいておるわけでございます。

私どもとしては、そういういろいろな対策の効果、同時に、いろいろな対策による景気そのものの上向いていくという、そういうマクロ的な面でございます。

何かといふことは、一概に申すのはなかなか難し

いわけでございますけれども、何といつても、いわゆる資産デフレという言葉に代表されますよう

に、景気そのもの、日本の経済そのものがいわゆるバブルの崩壊といふことによって落ち込んでしまった、その過程において証券市場も低迷を続けたことが一番大きな原因だらうと思います。最近の状況について申し上げれば、それは急速な円高であるとかいろいろなことが挙げられるとは思ひますけれども、やはり何といつても、経済そのものの落ち込みが証券市場を直撃したというところに尽きるのではないかといふに思うわけでござります。

○谷口委員 確かにそうなのですけれども、日本市場はやはり規制が厳しく過ぎるといふようなこともあります。そのため、御存じのとおり、日経二二五ですか、シンカボールにどんどん移つたといふようなことがあります。その破綻にもいろいろな定義があります。そのため、その市場はやはり規制が厳しく過ぎるといふことがあります。そのため、御存じのとおり、日経二二五ですか、シンカボールにどんどん移つたといふようなことがあります。そのため、その市場はやはり規制が厳しく過ぎるといふことがあります。そのため、御存じのとおり、日経二二五ですか、シンカボールにどんどん移つたといふようなことがあります。そのため、その市場はやはり規制が厳しく過ぎるといふことがあります。

ただ、株式市場における規制の厳しさといふなど、これが原因としてある、このように言われておるわざいまして、何といつても、市場の活性化の一番の大きな原因といいますか対策といふのは、経済そのものをよくすることに尽くるということであろうと思ひます。

今、証券会社は非常に厳しい状況にあるわけでございますが、大蔵省当局としても証券会社の経営状況について十分把握されておると思ひます。が、現実に、具体的に、証券会社の経営状況をどういう形で把握され、またどの程度経営状況が悪化しておるかといふことについてお聞きいたしました

○日高政府委員 先ほど申し上げましたとおり、ここ数年、証券市場の低迷といふことで、それが原因となりまして証券会社の経営が非常に厳しい状況に置かれているということは、今御指摘があつたとおりでござります。

証券会社自身、さつき委員も御指摘になられましたけれども、支店数を減らしたり職員数を減らしたりといつたような、いわゆる経営の合理化努力が非常に強く取り組んできておられます。しかし効果といふことは当然今後とも期待できるだろうと思いますし、そうした努力は今後とも引き続き行つていただかなければならぬだらうとい

うふうに思つわけであります。

ただ、今の状況は、確かにこの数年の証券市場の低迷によって経営がずっと厳しい状況になつてゐるわけではありますけれども、端的に言えば、いわゆるバブルの時代の蓄えと申しますが、それによりましていわゆる証券会社の純財産額といふ

ものもかなり積み上がつてきておる、それをここ

数年間に食いつぶしておるというような状況だろうと思います。

そういう状況でございますので、本年三月期決算については現在精査中でございますが、報告をいたしているところでありますけれども、本年三月期の決算の状況で見れば、いわゆる破綻といふことがあるわけでございまして、一つは、今日の

本の市場における規制の厳しさといふなどころが原因としてある、このように言われておるわけでござります。

今、証券会社は非常に厳しい状況にあるわけでございますが、大蔵省当局としても証券会社の経営状況について十分把握されておると思ひます。が、現実に、具体的に、証券会社の経営状況をどういう形で把握され、またどの程度経営状況が悪化しておるかといふことについてお聞きいたしました

○谷口委員 今度の保険業法にも、契約者保護基金というような問題もあります。銀行の関係も預金保険機構といふようなものがあるわけでございますが、例えば証券会社の経営破綻といふような問題が起つた場合に、投資家保護の観点から、どういうようなことを考えておられるのか。

例えば、具体的にいきますと、中国ファンドと

性といいますか、投資というよりむしろ時蓄に近いような商品でございますが、そういうような商品に対しても、これはもちろん証券会社の扱いのものでござりますので預金保険機構というようなことはないわけでござりますが、もしもという場合には、投資家保護の観点の対策、対応策、これについてお聞きいたしたいと思います。

○日高政府委員 万一証券会社が経営破綻に陥るおそれがあるというような場合には、私どもとしては、投資家保護の観点から、例えばその証券会社に対し財務の改善あるいは財務内容を是正するよう命命令を出すというような規定が現在証券取引法上ございます。そういうふうな状況ではございますが、現在までのところ、そういったところまで追い込まれているという状況ではございません。

それから、御指摘がございました中国ファンドあるいはM・M・Fといつたいわゆる投資信託受益証券、そういうものは、通常証券会社が顧客から委託を受けて、いわゆる保護預かりということを行われてゐるわけでありますけれども、そういうものについては、当然のことながらこれは顧客の方が所有権を有しているわけでございますから、万一証券会社が破綻した場合には、そういうふた保護預かりの証券は、破産財団には属さず基本的に顧客に返還されるということになるわけであります。

私どもとしては、現在免許制のもとで、万一そのような事態が起こる場合には、まずお客様の財産を破綻する証券会社が手をつけないように、つまりお客様に速やかに返還できるような措置を講ずるようにしていかなければならぬと思いますし、現在免許制のもとで、そのような方向での措置は十分可能であろうというふうに思つております。

ただ、もし万一お客様への返還が不可能になつたような場合には、現在、寄託証券補償基金というものが設けられておりまして、これによつて、本来お客様のものである証券が返還されないといふ

場合にはこの寄託証券補償基金から、一社当たり二十億円ということをございますけれども、その金額を限度としてそれで補償されるという制度がございます。

ただし、この寄託証券補償基金というのは、現在までのところ、実際に発動された例はございません。

○谷口委員 もう時間が参りましたので、最後に大蔵大臣に、一般的な問題として、今回の証券不況、この中で証券会社が非常に経営危機に直面しておるわけでございますが、こういうような状況について、具体的な対策等も含めて御答弁をお願いいたします。

○武村国務大臣 大体証券局長がお答えをさせていただいたわけ에서는、バブルのあの時期の証券業界の活況、あれを活況と言ふなら、本当に過日の思いがする現状であります。

株価が下がっている、低迷しているということもありますが、何としても取引額ががた減りであるという状況が、証券業界の経営を大変苦しくしてきている。当然各証券会社も、ボーナスや賞与から始まつてあるいは人員の削減等々、さまざまに経営合理化の努力をされているわけであります。が、それでも、御指摘があつたように大変苦しい状況に立ち至っております。

対策としては、基本的にはやはり日本経済を回復軌道に乗せることだだと思いますし、特に昨今の経済状況でいえば、この急激な田舎高をどう反転させることができるかということだと思っております。

しかし、証券業界対策としては、今お答えをされましたように、さまざまな努力を始めているところであります。日経三〇〇の投資信託を、たしか今月ですか発売をいたしておりますし、アメリカのNASDAQと比較されるようないわゆる店頭市場についても規制緩和等の努力を進めているところでございます。そういう、直接証券取引も必要でかかる規制緩和も含めた努力ももちろん必要であるというふうに認識をいたしております。

○谷口委員 時間が参りましたので、これで終ります。ありがとうございました。

○石原委員長代理 次に、宮本二三君。

○宮本委員 きょうは保険業法について質問をさせていただくわけでござりますけれども、ちょっと初めてに、最近の経済情勢の中で二、三お聞きをしたいと思つております。

まず最初に、円高が先ごろ非常に進んでまいりまして、ただ、この二、三日ちょっと戻しております。きょうは何か八十五円から六円のあたりと聞いていますが、二、三日のこの戻りといいますか、これに関して、大臣大臣、円高が八十四円とか七十九円というふうな行き過ぎがちょっと戻っているというふうにお考えですか。それとも、何かアメリカとの貿易交渉あるいは制裁措置の話、こんなことからむしろ円安にこの二、三日動いているのかな。その辺について、大臣どんなお考えをお持ちでしょうか。局長でもいいです。

○加藤(陸政府委員 委員御指摘のように、本日の円ドル相場は八十六円挟みの動きとなつております。これは、昨日のニューヨーク市場の流れを受けた動きでございます。昨日の欧州、ニューヨーク市場におきまして、ドルは対ドイツ・マルク、対円で強含んでおります。

その要因といたしまして、市場関係者によれば、欧洲通貨内でのマルクの売り戻しあるいはアメリカの資本市場が堅調であるといったようなどと、あるいは、昨日につきましては、アメリカの下院の予算委員会での財政赤字削減に関する共和党の案が可決されたといったことから、このところやドルが対円、対歐州通貨で戻し展開となつておるところでございます。

○宮本委員 株価の方も随分低迷しているのですが、これは、証券局長、どういうふうに今見ていますか。

○日高政府委員 もう委員十分御承知のとおり、株価というのはさまざまの原因によって動くわけでございますので、一概に低迷の原因を端的に申し上げるというのはなかなか難しいわけでござりますが、これは、証券局長、どういうふうに今見ていますか。

ますが、当面、現在の状況を、最近の時点で低迷している状況の原因を申し上げれば、何といつてもやはり景気の先行きが不透明である、あるいは激的な円高の進行が経済にいろいろな悪影響を与えるのではないか、あるいは金融機関の不良債権問題等が基本的に背景にあるのではないか、そういうことがいろいろ取りざたされていることは御高承のとおりでございます。

ただ、先ほども申し上げたとおり、こういった市場の状況を活性化をするためには、基本的にはやはりそういった、いわゆる経済のファンダメンタルズといいますか、経済そのものをかさ上げしていくような対策がますとられていくことが先決であろうと思いますし、同時に、市場そのものの活性化を規制緩和等を通じていろいろな形で行っていく、その両面から対応していくことが必要であろうというふうに考へておるところでございます。

○宮本委員 今、両局長の方から円高の問題あるいは株価の問題についてお話を伺つたわけでござりますが、大蔵大臣、あれでしようか。一昨日の、補正予算の閣議了解がなされたわけですがれども、こういった円高の問題あるいは株価の動き、そういうものをにらんでの補正予算、そしてまた震災という大きな問題を控えての補正予算だと思うのですが、この補正予算で大蔵大臣ととしてはかなり手を打ったというふうに考えておられたのかどうか。

ちょっとその点だけお伺いしたいと思います。

○武村国務大臣 この激的な為替の変動、特に円高の進行を深刻に受けとめて、政府としても、この三月、四月そして五月にかけてこの対応に追われていたわけでございます。

一昨日も円高の原因をめぐつていろいろ論議がございましたが、さまざまの要素が絡み合つていると申し上げていたわけであります。実需思惑、そういう絡み合いもありますが、いずれにしまして、そういうコンプレックスの中で動いていきますから、明快にこれが理由だというふうに割り切

れないところに難しさがありますし、何といっても政府が為替を動かしているわけではありません。巨大な市場で一日世界じゅうで売買がされ、それで上がったり下がったりするわけありますだけに、この原因を明確に一言で申し上げることは難しいわけであります。

そのことはともかく、先ほどお話しのようや田安に戻り始めているところでほつとしているわけでありますが、ほつと油断してはいけないと思いますが、この現象だけは率直に言つてほつとしているわけです。

四月末のワシントンのG7のあのステートメントのときから少し反転、兆しが見えているという意味では、G7そのものは成果がなかつたという一方的な御批判も一部ありましたけれども、やはり長年の歴史の中で、明確に、しかも文章で今の状況、為替の状況は正当でないということを言い切つて、秩序正しく反転させることが望ましい、反転することが望ましいということを言いつつのは初めてでござります。

ですから、アメリカもドイツもイギリスも含めて数時間の会議でそういう結論を得たということは、世界の主要国がこの状況を否定して、今のレベルはよくない、そして反転ということをございますから、もとへ戻すべしという合意に達したわけでありまして、もとへ戻る、円でいえば田安の方向に、ドルでいえばドル高の方向に少し戻り始めたということは、G7の合意の方向にここ何日かは動いています。大変注視をさせていただいているところで、補正予算は、円高に対応する措置として四月十四日に政府が方針を明らかにさせていただいて、来週月曜日に国会に運ばせていただきたいと思っておられるわけであります、円高対策の一つの大きな柱だという認識であります。

これで、あるいはこれがオールマイティという考え方ではあります、しかしも文章で今までの歴史の中でも、明確に、しかも文章で今の状況、為替の状況は正当でないということを言いつつのは初めてでござります。

ただ、協調介入がオールマイティーとは思わないし、本当に大きな動きの中でわざかなてこしかございませんから、それによって相場の動きにそれがなりの大きな動き、是正を期待すること自体も、それはなかなかできないことはわかるのですけれども、何か最近のG7あるいは関係主要国との協調の度合いが従来見られていたよりも何とも弱いよくな、これは印象ですかわかりませんが、そんな感じがあるということを一言述べたいのと、予算の問題はどうせ予算委員会でまた本格的に来週からあるのでしょうかけれども、一昨日発表された内容ではやや規模としてスケールが小さいのかな、もうちょっとと思い切った方がよかつたのかな、これは私のオブザーベーションといいますか意見だけにとどめさせてもらいます。

ところで、保険業法に関する質問ということでおざいますが、質問に入る前に、きのうでしたか、ちょっとと新聞、専門紙を見ておりましたら、アメリカのグラス・スティーガル法というような見直しを向こうの議会でいろいろやっている過程が出ておりましたけれども、これは銀行と保険の相互参入のお話ですが、アメリカでも見送らなかったということが出ておりました。

これは、銀行、保険の相互参入ということになりますと、事業内容も違う二つですからなかなか克服すべき問題が大きいということから、規制緩和のこんな流れの中でも、アメリカでも慎重に審議を進めているということのあらわれかなという

ございます。さらに二兆七千億余りの追加補正措置をとらせていただいてこれに上乗せしていくことによつて日本内の内需拡大、先ほど来て、それで上がつたり下がつたりするわけありますだけに、この原因を明確に一言で申し上げることは難しいわけであります。

○宮本委員 なかなか大変な御努力はよくわかります。ただし、協調介入がオールマイティーとは思わないし、本当に大きな動きの中でわざかなてこしかございませんから、それによって相場の動きにそれがなりの大きな動き、是正を期待すること自体も、それはなかなかできないことはわかるのですけれども、何か最近のG7あるいは関係主要国との協調の度合いが従来見られていたよりも何とも弱いよくな、これは印象ですかわかりませんが、そんな感じがあるということを一言述べたいのと、予算の問題はどうせ予算委員会でまた本格的に来週からあるのでしょうかけれども、一昨日発表された内容ではやや規模としてスケールが小さいのかな、もうちょっとと思い切った方がよかつたのかな、これは私のオブザーベーションといいますか意見だけにとどめさせてもらいます。

○山口(公)政府委員 お答え申し上げます。

生損保の相互参入に伴いますファイアウオールといたしましては、法律上はいわゆるアームズ・レンジス・ルール、それと省令委任規定を設けさせていただいております。

○山口(公)政府委員 御審議をお願いしておりますが、その中で保険会社の資産運用の方法を定めるところ、これは先ごろの銀行、証券の相互乗り入れとともに、一方、今回の子会社方式による生命保険、損害保険会社相互乗り入れの兼當といいますか、これは同じ保険業という、同じ業種であるということが、そのためにはどうせ予算委員会でまた本格的に来週からあるのでしょうかけれども、このファイアウオールについて、大蔵省の方は生損保についてはどんな基本的な考え方で臨んでおるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○山口(公)政府委員 お答え申し上げます。

生損保の相互参入に伴いますファイアウオールといたしましては、法律上はいわゆるアームズ・レンジス・ルール、それと省令委任規定を設けさせていただいております。

省令以下のファイアウオールの詳細につきましては、今いみじくも先生御指摘いただきましたように、生損保の場合は同じ保険であるということですべて、例えれば国債、地方債、特別の法令により設立された法人の債券、社債または株式の所有、それから二番目に外国の国債、地方債、社債、株式の所有、三番目にその前二号に掲げる有価証券を担保とする貸し付け、四番目に不動産の所有というふうに、一つ一つ列挙をしておるわけでござります。

ういふたものを対象に財産運用を認めていたいのと、例えば国債、地方債、特別の法令により設立した法人の債券、社債または株式の所有、それから二番目に外国の国債、地方債、社債、株式の所有、三番目にその前二号に掲げる有価証券を担保とする貸し付け、四番目に不動産の所有というふうに、一つ一つ列挙をしておるわけでござりますので、それらを踏まえましてまず考える。

しては、現行の保険業法施行規則でありますと第十九条にございまして、これもこの規定を参考にして保険会社が保有する株式の総資産に対する割合などを定めさせていただきたいと思つておりますが、現行十九条は、具体的に申し上げますと、株式の所有が十分の三、不動産の所有が十分の二、いずれもそれを超えることはできないという規定ですが、三番目に同一会社の社債及び株式の所有並びにこれを担保とする貸し付けが十分の一、同一人に対する貸し付けが十分の一、同一銀行に対する預金または同一信託会社に対する信託が十分の一、同一物件を担保とする貸し付けが二十分の一というふうに、具体的にその財産運用の割合を定めてございます。基本的にはこの十九条を踏襲しながら決めさせていただきたいというふうに考えておる次第でございます。

○宮本委員 新しい改正後の業法でも実態的には運用の方法、割合は現在のベースをそのまま踏襲していくことのように受け取りました。それでは、例えばある保険会社が他の保険会社の業務や事務を一部代理あるいは代行するということについてですが、これはお互いに経費の節減というか経営資源の有効活用という言葉になりましか、そういう面では非常にいいし、また利用者の立場から見ても便利なことが多いかと思います。

現行の保険業法では損害保険会社相互間では現在も認められておるわけでございますが、今度の改正で、それが生命保険相互間あるいはまた生命保険、損害保険の間でも業務の代理や事務の代行を認めるところになるというふうになつておるわけですが、ただ、その範囲は大蔵省令で限るというふうになつております。これは内容的にはどういうふうに絞つていくのか、ちょっとそれ伺いたいと思います。

○山口(公)政府委員 考え方も踏まえて御説明させていただきたいと思うのでございますが、まず生保と生保の間または損保と損保の間の業務の代理、事務の代行について申し上げますと、生保会

社、損保会社とも保険業を営む者として免許を受けておりますので、おのおの独立して保険募集及び保険の引き受け、保険の支払いに係る業務を行なうことが原則だと思っております。したがいまして、生保と生保、損保と損保の間においても無制限に業務の代理、事務の代行を認めるることは適当ではないというふうに考えております。しかしながら、今先生も御指摘いただきましたように、例えは外国保険業者の業務の代理等を国内損保会社が行なることは現行法下でもやつておるわけでございまして、生保と生保、損保と損保の間の事業の同質性といいますかそういうことにかんがみまして、外国保険業者であること、その他合理的な理由がある場合には、業務の代理、事務の代行を認める方向で規定の内容を定めることを検討しております。

また、もう一つの生損保間の業務の代理、事務の代行につきましては、子会社による相互参入をしていくことのように受け取りました。それでは、例えばある保険会社が他の保険会社の業務や事務を一部代理あるいは代行するということについてですが、これはお互いに経費の節減というか経営資源の有効活用という言葉になりましか、そういう面では非常にいいし、また利用者の立場から見ても便利なことが多いかと思います。

○宮本委員 今回の法案では、保険商品とかあるいは料率につきまして、これまで認可制だったものを一部届け出制にするということになるわけでございます。認可制から一部届け出にするというのを一部届け出制にするということになると、これは、規制緩和あるいは自由化という今の大きな流れの中で、競争を促進するとかあるいは事業の効率化を促すという意味で非常に結構なことだと思います。

○山口(公)政府委員 考え方も踏まえて御説明させていただきたいと思うのでございますが、まず

社、損保会社とも保険業を営む者として免許を受けておりますので、おのおの独立して保険募集及び保険の引き受け、保険の支払いに係る業務を行なうことが原則だと思っております。したがいまして、生保と生保、損保と損保の間においても無制限に業務の代理、事務の代行を認めることは適当ではないというふうに考えております。しかししながら、今先生も御指摘いただきましたように、例えは外国保険業者の業務の代理等を国内損保会社が行なることは現行法下でもやつておるわけでございまして、生保と生保、損保と損保の間の事業の同質性といいますかそういうことにかんがみまして、外国保険業者であること、その他合理的な理由がある場合には、業務の代理、事務の代行を認める方向で規定の内容を定めることを検討しております。

また、もう一つの生損保間の業務の代理、事務の代行につきましては、子会社による相互参入を認めました趣旨及び生損保の兼営禁止の趣旨からはこれも無制限に認められるべきではないと考えます。しかしながら、例えは経営資源の有効活用、あるいは保険子会社を保有する保険会社とそうでない保険会社のイコールフットティングなどの観点からは必要な場合もあり、合理的な理由がある場合には業務の代理、事務の代行を認める方向で定めてまいりたいというふうに基本的に思つております。

○宮本委員 今回の法案では、保険商品とかあるいは料率につきまして、これまで認可制だったものを一部届け出制にするということになるわけでございます。認可制から一部届け出にするというのを一部届け出制にするということになると、これは、規制緩和あるいは自由化という今の大きな流れの中で、競争を促進するとかあるいは事業の効率化を促すという意味で非常に結構なことだ

と思うのですけれども、一方今まで認可制だったものを届け出制にするということになると、これは、規制緩和あるいは自由化という今の大きな流れの中で、競争を促進するとかあるいは事業の効率化を促すという意味で非常に結構なことだ

と思うのですけれども、一方今まで認可制だったものを届け出制にするということで、ばあっと

一気に届け出がふえたり、それがかえって、便利なだけではなくしに契約者側にとつても無用の混乱が生じるようなことになりはしないかなという心

配もあるわけです。

認可を一々してもらわなくともいいわけですか

ら、そういう意味では競争も激しくなるだろう

し、時には過当競争になつてしまいはしないか

な、そんな心配もあるものですから、進めるにし

ても、余り急激に事を進めないで、段階的にある

いは漸進的に進めていくことが必要ではないかと

いうふうに思うのです。

そんなことで、もちろん大蔵省の方で十分な検討はしているだろうとは思うのですけれども、届け出制することについて、そこら辺を踏まえて、どういう対応を混乱を避けるためにやつていら届け出制にしてもこら辺はちょっと縮めておかなければいかぬとか、そういう点、もしありますからお教え願いたいと思います。

○山口(公)政府委員 今お尋ねの商品や保険料率の届け出制の導入につきましては、先生もおつしやいましたように、諸外国において自由化の結果いろいろな問題が生じたという事例も耳にしております。料率の乱高下があるとか、あるいは引受け拒否が起つたという事態も見られたようですが、どうぞお聞かせ願えればと思います。

それともう一つ、生命保険の募集人についてでございますけれども、これまで法律で一社専属制ということになつております。これも非常に大事なことでございましたけれども、今回の法案で

は、生命保険の募集人一社専属制についてでございましたけれども、これまで法律で一社専属制

ということになつております。これも非常に大事なことでございましたけれども、今回の法案で

は、生命保険の募集人一社専属制について、例外として乗り合い制度を導入する、こういうふうになつておりますが、これも一社専属制一本であつたものを例外で認めるということですから、一歩一歩足を固めながら自由化を進めてもらいいたい

み、前進することは結構ですけれども、十分に一

うふうに考えております。

それともう一つ、生命保険の募集人についてでございましたけれども、これまで法律で一社専属制

ということになつております。これも非常に大事なことでございましたけれども、今回の法案で

は、生命保険の募集人一社専属制について、例外として乗り合い制度を導入する、こういうふうになつておりますが、これも一社専属制一本であつたものを例外で認めるということですから、一歩一歩足を固めながら自由化を進めてもらいいたい

み、前進することは結構ですけれども、十分に一

うふうに考えております。

○山口(公)政府委員 生命保険募集人の一社専属制の趣旨は、募集人の教育の徹底と募集人の行為につき責任を負うべき会社を明確にすることによって保険契約者の保護を図ることでございま

す。この考え方でございますので、一社専属制の法益をかんがみ、法令に書かせていただいておる

わけでござりますが、他方、利用者の立場から見

ますと、募集人が複数の会社の商品を扱えない、

利用者の商品選択の幅が制限されるのではないか

か、あるいは既存の販売チャネルの多様化、効率化が図られにくいのではないか、あるいは生損保

兼営におけるクロスマーケティング、これを進め

るに当たつての障害となるのではないかなどの問

題点がございまして、販売チャネルの多様化、効

でございます。

さらに、その他の分野につきましては、保険知識の普及、それからディスクロージャーの進展、それから契約者の方々の自己責任の考え方の高まりなどを十分勘案しながら、先生のおっしゃるよ

うふうに考えております。

ささらに、その他の分野につきましては、保険知

識の普及、それからディスクロージャーの進展、

それから契約者の方々の自己責任の考え方の高ま

りなどを十分勘案しながら、先生のおっしゃるよ

うふうに考えております。

さらに、その他の分野につきましては、保険知

識の普及、それからディスクロージャーの進展、

それから契約者の方々の自己責任の考え方の高ま

りなどを十分勘案しながら、先生のおっしゃる

率化は、利用者の立場、国民经济的見地からも必要となつてくるわけでございます。

なければならないわけでございますが、この「保険契約者等の保護に欠けるおそれがないものとして政令で定める」こととしております内容を具体的な文言で申し上げますと、保険募集に係る業務等に関する十分な専門的知識及び経験を有していることを要するに該当する者を保険契約者等と定めることとするものであります。

○宮本委員 一社専属制というのは確かにメリツ  
年年底に保険募集に係る業務を的確かつ公正に運  
行するに必要な人的構成を有していること、さら  
に、クロスマーケティングの視点から、親保險会社  
社がバックアップしている当該代理店が生保代理  
店としての適正な業務遂行能力を有していること  
などを考慮しつつ、現在その検討を進めさせてい  
ただいているところでございます。

トもあつたわけで、保険会社が教育投資などを行いやすいという点で、責任もしつかりしているわざでございますけれども、これを緩和する。——

方、今の説明でもわかるように、逆にそれがまた利用者から便利な面もあるわけですから、これが果たして募集の秩序、今のようにがちっとしているのだけれども、乱れるといったような心配はないですか。その点、ちょっと。

○山口（公）政府委員 確かに、生命保険募集の一社専属制という制度を緩和するわけでございますので、今先生のおっしゃったようなことがあってはならないということで、私どもも十分気をつけながらやらなければいけないと思うわけでございます。

秩序が乱れるという場合はどういう場合かと考  
えますと、やはり保険募集人の資質向上のための  
教育とか管理が十分でなくなってしまうというう  
なことではないかというふうに考えるわけでござ  
ります。したがいまして、そついた面をさる  
に充実していく必要があるというふうに思います  
ので、いずれにせよ、そういう面に力を入れて  
まいりたいというふうに考えております。  
**○宮本委員** しっかりとやっていたいと思いま

それから、保険仲立人についてちょっとお伺いしたいと思うのです。

いわゆる保険ブローカーという、今回の改正で新たに導入されることになったわけですが、これは諸外国との整合性という観点、また、契約者にとって商品の購入ルートが広がるという面で結構なことだとと思うのです。

同時に、ブローカーというものは保険会社から申

立した存在ですから、プローカーが契約者に損害を与えたような場合には、これは従来の職員ですと、もう保険会社が責任をとるのは当たり前だと言うわけですが、プローカーになりますとそろそろわかるわけですが、はいきません。そういった意味からいと、契約者を保護するという観点からどのような措置がとられるのか、つまり、何か日本ではこの言葉そのもの、プローカーというと何か頼りない気がしますね。それだけにしっかりと保証というか、何かしっかりとしめたものが、保護措置が必要るよう思ふのですが、それについてどのようにお考えですか

○山口(公)政府委員 先生おっしゃいますように、確かにプローカーという言葉が、どうも日本では何となくイメージが余り芳しくないというふうなことを言う方もいらっしゃるわけでございますけれども、この機会に、世界で活躍している保険代理店のことを御紹介させていただいた方がいいかなと思うわけでございます。

一九九三年の「世界のアーロー大賞」に二十位  
という資料を今手元に持つてまいったわけでござりますが、  
一一番のマーシュ・アンド・マクレナント  
という会社、これはアメリカの会社でござります  
が、従業員で言うのが一番わかると思うのですが、  
が、この会社は従業員が二万五千六百人もいると  
けでございますね。大きな保険会社の本業、本業  
員といいますか、というのがたしか一万か二万の  
らいだつたと思います。だから、それぐらいの  
模。もちろん営業職員の方々はもつとたくさん

から、二番のアレクサンダー・アンド・アレクサンダーという会社、これもアメリカでございますが、これも一万四千五百十七名と、大変な数の会社でございます。それから、次がセジウイックというイギリスの会社でございます。これも一万千五百九名ということをございまして、やはり一万人、一万人という規模でございます。もちろん小さいプローカーもございますけれども、世界の保険プローカーといいますと、このような非常に巨大な組織になっておるものがあるということをございます。

二十社のうち、かなりアメリカが多いわけでございます。そのほかに多いのがイギリスでございますし、中にはフランス、オランダ、ドイツの会社も入っておりますが、見るところ、アメリカ、イギリスあたりで非常にこういうような保険プローカーの活躍が見られる、そういったところに育った組織かなという感じがいたします。日本に導入したときに果たしてそういう組織のイメージで見ていいかどうかという問題は確かにござりますけれども、いずれにせよ、ある程度企業を相手に大きく商売をやっていくというようなイメージが諸外国の例のようござります。

しかしながら、保険仲立ち人、すなわちプローカーが契約者に損害を与えるということはあり得るわけで、そのときに保険会社が責任を負わないという形になるわけでございます。保険募集人とか代理店は保険会社が全部責任を持ちますが、保険プローカーは法的にそういう形になりませんので、契約者保護の観点から、その適格性等の確保を十分図る必要があるということをございます。

お願ひをしておりますこの保険業法案におきましては、この保険プローカーについて登録制をとらせていただいて、それでその遂行する能力というものをよく見て、登録をさせるさせないの判断をするということにしておりますほか、代理店と兼業をしてはならない、これは立場が違いますので。代理店との兼業禁止、賠償資力の確保、それ

から権限、損害賠償に関する事項を記載した書面を交付する義務を課す、あるいはいわゆるベストアドバイス義務、誠実に最適の商品をプローカーとして示さなければいけないなどのさまざまな行為規制や大蔵大臣の監督規定を設けておりまして、これらによって契約者保護を十分に図る必要があるだろうというふうに考えておる次第でござります。

○宮本委員 かなり慎重に、登録制からずっと監督されると思いますけれども、とにかく膨大な数になるでしょうからよほど慎重にやっておいてもらわないと、後でまたやっかいな問題を出されても困るというふうに思います。これはやはり、ブローカーというと、正しい意味ではいい意味なのでしょうけれども、我々日本人、昔からやみ市から発生したような言葉という印象を受けておりますだけに、社会もそういうふうにまだまだ心配をして見ておる時代ですから、この問題はよほど慎重に監視していただきたいといふふうに思いました。

く指標としてソルベンシーマージン基準というの  
が新たに導入されるわけです。余り聞きなれない  
言葉なのですが、これは一体どういう基準なの  
か、ちょっとわかりやすく説明していただければ  
ありがたいと思います。

○山口(公)政府委員 保険会社の健全性をはかる  
指標としまして、ソルベンシーマージン基準、保  
険会社の自己資本比率と申しましようか、そういう  
う概念を新しく入れさせていただいておるわけでござ  
ります。これは、保険会社が抱えるリスクとい  
うものがござります。それが、責任準備金とい  
う形で積み上げておるわけでございますが、それ  
を上回るリスクあるいは資金の運用のリスク、そ  
ういった予想を超えるようなりスク等を分母にし  
まして、そういったリスクに対してどれくらいの  
準備を、支払いの余力を蓄えておるか、一言で言  
えばそいつたものでございます。

それで、若干具体的に申し上げませんとわかり

にくいと思いますので申し上げますと、分子にな

いるわけでございます。

ります「保険会社の資本、基金、準備金その他の大蔵省令で定めるものの額の合計額」、こういうふうに書いてございますが、これは、例えば資本の部の合計額、価格変動準備金、貸倒引当金、上場株式含み益の一定割合などを規定しましてその合計額、すなわちいざというときの支払いの余力になるものを分子を持つてくるわけでございま

す。分母に持つてきまでは、「引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常の予測を超えるものに相当する額として大蔵省令で定めるところにより計算した額」ということでございまして、具体的に申し上げますと、保険リスクと資産運用のリスクに分けます。

保険リスクにつきましては、例え生命保険会社の場合は、保険料設定時に予測できなかつた死亡保険金支払いリスクとして、危険保険金の例えは〇・六パーセントなど、保険数理上の確率論をベースに各リスクを定量化いたします。損害保険会社の場合には、過去の損害率の統計に基づいて一定の確率で得られる予測を超える保険金の支払いを定量化するほか、地震または風水災等の自然災害による巨大災害リスクを定量化するわけでございます。

資産運用リスクといまでは、これは比較的わかりやすいものでございますが、運用資産の収益率が予定を下回るリスクとして価格変動・金利リスク、信用供与先の倒産等により元本が回収されないリスクとしての信用リスク、その他オフバランス取引に係るリスク及び関連会社への投資に係るリスクなどとして、それぞれ過去の保険会社の実績及び調査機関の統計をベースにそのリスクを定量化した上で、その相当額を分母とさせていただく。

以上のようなことで、分子の合計額を分母の合計額で割りまして、その比率をもつて保険会社の健全性をチェックするというようなことを考えて

いるわけだと思います。

この制度は諸外国でも取り入れております。これで、こういったもので健全性を見ていく。ただ、これだけで健全性がはかれるものではございませんので、そういった健全性をはかるものの一つの重要なファクターとして使っていくということだろうと思つております。

○宮本委員 大体わかつたようでもう一つわからぬのですが、分子の方はどうにか大体の概念はつかめました。分母の方は、資産運用に関する話は少しわかるのですが、保険リスクの方はなかなかちょっとすぐにはわからぬのですが、まあ要するにリスクを何らかの形で基準をつくって、その支払い能力、対応能力がどの辺にあるかということを見ようとする指標だというふうに理解します。そのソルベンシーマージン基準についてございますが、現在試行的に実施していると聞いておりますが、これはやはり、契約者へのディスクロージャーを充実する観点からいと、できるだけ公表した方がいいのではないかなどといふに考えます。このソルベンシーマージン基準を公表するのかあるいはしないのか、あるいはまだしないで何らかの形で行政指導を行つていくのか、そこらがちょっとわかりにくいのですが、これはどっちなんでしょうか、ちょっとお伺いします。

【石原委員長代理退席 委員長着席】  
○山口(公)政府委員 ソルベンシーマージン基準の出し方、これは省令に書き込んで公表させていただこうと思っておりますが、それに基づいて各社が公表しますソルベンシーマージン基準の具体的な比率になりますと、個別会社の事業に係るものでありまして、大蔵省として発表することは適当ではないと思っております。

はないかとの契約者の認識が生まれ、その結果、

比率の小さい会社から大きな会社へ契約がどんどんシフトしていくというような不測の事態が生じかねないということを非常に懸念するわけでござります。そういう試行段階のものが、また今回新しく入れるものがそういった思いがけない影響を營業へ与えるということは、私どもの本意でもございません。当面、当局としては、各社に対しその比率の開示について指導していくことは差し控えさせていただきたいと思っております。

いずれにしましても、この比率を開示させるごとをどういうふうにしていくか、指導していくかについては、ソルベンシーマージン基準の今後の定着度合いを見ながら、今申し上げたよくな契約者に無用の誤解が生じないことを確認しながら判断をさせていただきたいというふうに考えている次第でございます。

○宮本委員 それは個々の会社の率を公表するとなると、確かに内容の悪い会社というか心配があるというふうな会社になればお客様さんが逃げちゃつて、それこそ大変なことになるでしょうから、その点はわからぬでもないのですが、慎重な運用をぜひお願いしたいと思います。

それと、保険契約者の保護基金というものの、これは契約者保護の充実という観点からいと非常に結構なことだと思うのですが、同時に、そのためにはかえつて経営者にモラルハザードを生みはしないかなという心配があります。最近の信用組合の話もいろいろあるわけござりますけれども、経営者がしつかりしてもらわなければいかぬわけで、モラルハザードを招くようなことになつては本当に困るわけですが、それに対してもどのような対応を考えているのかということ。

点、二つ続けて聞きたいと思います。

○山口(公)政府委員 保険契約者保護基金による比率の小さい会社から大きな会社へ契約がどんどんシフトしていくことのないように、資金援助は、契約者保護のため、保険契約の円滑な移転等による保険契約の継続が大切だという観点から導入をお願いしている措置でございます。

基金の資金援助の対象となる子会社は、子会社化をする方に資金援助をするわけですが、単なる子会社化ではなくて、当該破綻保険会社の業務の運営をぜひお願いしたいと思います。それは、破綻保険会社が向うの御懸念は、特に子会社化するような場合に生じるおそれがあるということかなというふうに思つています。それは、破綻保険会社が存続することになるために経営者の経営責任が不明確になるのではないかということではないかと

思うわけでございます。

基金の資金援助の対象となる子会社は、子会社化をする方に資金援助をするわけですが、単なる子会社化ではなくて、当該破綻保険会社の業務の運営をぜひお願いしたいと思います。それは、破綻保険会社が向うの御懸念は、特に子会社化するような場合に生じるおそれがあるということかなというふうに思つています。それは、破綻保険会社が存続することになるために経営者の経営責任が不明確になるのではないかということではないかと

思つています。

○山口(公)政府委員 申しあげさせておりま

すが、まだ、私どもも生じさせないようにする必要があるというふうには思つております。

○宮本委員 その辺はしつかりひとつ見ておつてもらいたいと思います。

○山口(公)政府委員 申しあげさせておりま

実は、今回任意の形でやらせていただいているが、ますけれども、強制加入を伴う支払い保証基金につきましては、いろいろと検討すべき問題がたくさんございまして時間をかけて検討すべきマターだということをございまして、保険審議会報告でも指摘を受けております。

今後私どもとしてはできるだけ早期に検討をさせていただきたいというふうに思つて、今回は任意の形の援助をとりあえずやらせていただきました。これで十分な措置がとれるというふうには思つておりますが、その法律が施行された後には、そういう強制の加入の伴う支払い保証機構のようなものも検討をさせていただきたいというふうに思つておりますが、その法律が施行された後には、そういう強制の加入の伴う支払い保証機構のようるものも検討をさせていただきたいというふうに思つておりますが、その法律が施行された後には、そういう強制の加入の伴う支払い保証機構のようなものも検討をさせていただきたいというふうに思つておりますが、その法律が施行された後には、そういう強制の加入の伴う支払い保証機構のようるものも検討をさせていただきたいというふうに思つておりますが、その法律が施行された後には、そういう強制の加入の伴う支払い保証機構のようるものも検討をさせていただきたいというふうに思つておりますが、その法律が施行された後には、そういう強制の加入の伴う支払い保証機構のようるものも検討をさせていただきたいというふうに思つておりますが、その法律が施行された後には、そういう強制の加入の伴う支払い保証機構のようるものも検討をさせていただきたいというふうに思つておりますが、その法律が施行された後には、そういう強制の加入の伴う支払い保証機構のようるものも検討をさせていただきたいというふうに思つておりますが、その法律が施行された後には、そういう強制の加入の伴う支払い保証機構のようるものも検討をさせていただきたいというふうに思つておりますが、その法律が施行された後には、そういう強制の加入の伴う支払い保証機構のようるものも検討をさせていただきたいというふうに思つておりますが、その法律が施行された後には、そういう強制の加入の伴う支払い保証機構のようるものも検討をさせていただきたいというふうに思つておりますが、その法律が施行された後には、そういう強制の加入の伴う支払い保証機構のようるものも検討をさせていただきたいというふうに思つておりますが、その法律が施行された後には、そういう強制の加入の伴う支払い保証機構のようるものも検討をさせていただきたいというふうに思つておりますが、その法律が施行された後には、そういう強制の加入の伴う支払い保証機構のようるものも検討をさせていただきたいというふうに思つておりますが、その法律が施行された後には、そういう強制の加入の伴う支払い保証機構のようるものも検討をさせていただきたいというふうに思つておりますが、その法律が施行された後には、そういう強制の加入の伴う支払い保証機構のようるものも検討をさせていただきたいというふうに思つておりますが、その法律が施行された後には、そういう強制の加入の伴う支払い保証機構のようるものも検討をさせていただきたいというふうに思つておりますが、その法律が施行された後には、そういう強制の加入の伴う支払い保証機構のようるものも検討をさせていただきたいというふうに思つておりますが、その法律が施行された後には、そういう強制の加入の伴う支払い保証機構のようるものも検討をさせていただきたいというふうに思つておりますが、その法律が施行された後には、そういう強制の加入の伴う支払い保証機構のようるものも検討をさせていただきたいというふうに思つておりますが、その法律が施行された後には、そういう強制の加入の伴う支払い保証機構のようるものも検討をさせていただきたいというふうに思つておりますが、その法律が施行された後には、そういう強制の加入の伴う支払い保証機構のようるものも検討をさせていただきたいというふうに思つておりますが、その法律が施行された後には、そういう強制の加入の伴う支払い保証機構のようるものも検討をさせていただきたいというふうに思つておりますが、その法律が施行された後には、そういう強制の加入の伴う支払い保証機構のようるものも検討をさせていただきたいというふうに思つておりますが、その法律が施行された後には、そういう強制の加入の伴う支払い保証機構のようるものも検討をさせていただきたいというふうに思つておりますが、その法律が施行された後には、そういう強制の加入の伴う支払い保証機構のようるものも検討をさせていただきたいというふうに思つておりますが、その法律が施行された後には、そういう強制の加入の伴う支払い保証機構のようるものも検討をさせていただきたいというふうに思つておりますが、その法律が施行された後には、そういう強制の加入の伴う支払い保証機構のようるものも検討をさせていただきたいというふうに思つておりますが、その法律が施行された後には、そういう強制の加入の伴う支払い保証機構のようるものも検討をさせていただきたいというふうに思つておりますが、その法律が施行された後には、そういう強制の加入の伴う支払い保証機構のようるものも検討をさせていただきたいというふうに思つておりますが、その法律が施行された後には、そういう強制の加入の伴う支払い保証機構のようるものも検討をさせていただきたいというふうに思つておりますが、その法律が施行された後には、そういう強制の加入の伴う支払い保証機構のようるものも検討をさせていただきたいというふうに思つておりますが、その法律が施行された後には、そういう強制の加入の伴う支払い保証機構のようるものも検討をさせていただきたいというふうに思つておりますが、その法律が施行された後には、そういう強制の加入の伴う支払い保証機構のようのものも検討をさせていただきたいとい

相互会社に係る代表訴訟の乱訴防止策としましては、株式会社等と同様に、六ヶ月引き続いて社員であることの要件や、悪意の訴訟提起に対する担保提供の申し立ての規定を整備させていただいているところでございます。

悪意の訴訟提起に対する担保提供の申し立てという乱訴防止策につきましては、最近、経営者に対する嫌がらせを目的としたような代表訴訟の提起について裁判所が担保提供を命じた例がだんだんふえておりまして、それも十分実効が上がるるものというふうに考えております。

○宮本委員 次に、宮地正介君。

○宮地委員 大蔵省の皆さん、また委員の皆さうに思つておるわけございます。

○宮本委員 任意の加入という形でやりかけてみて、様子をよく見ながら次のステップを考えください。

それから、これは最後になりましたけれども、保険会社の場合は相互会社に主流になつておりますが、あと二人でございますので、お互いに頑張つてまいりたい、こう思つております。

最初に、私は基本的な問題からお伺いをさせていただきたいと思っております。

一九八五年のプラザ合意以来、我が国におきましても金融の自由化の本格的な台頭が始まつたわけございます。そういう中で平成四年、ちょうど三年前、一九九二年には銀行と証券のいわゆる相互参入、相互乗り入れが法律としてスタートいたしました。そして今、三年たつまして一九九五年に、保険業界における生保、損保の相互参入という新しい段階に入ってきたわけでございます。

これは一方では非常に結構なことなんだけれども、実際問題としては大変なことになるんじやないかなという心配をしておりますので、ちょっとその点。

○山口(公)政府委員 相互会社におきます代表訴訟につきましては、現行法では百分の三以上の社員が訴訟を提起できるという少数社員権となつておりますが、社員数が大変膨大である現在におきましては、行使困難な状況になつております。しかし、こうした十年の経過の中で、一つはバブルの崩壊という大変な激動の変革期を迎えたわれど、ござります。そうした一つの経済の流れ、金融の自由化の大変な流れの中で、こうして保険業界における生保、損保の相互参入が今国会で議論され、成立の方向に動いているわけでございます。

しかし、今回一番大事な、保険審議会の中で、こうした流れの中で、いわゆる保険業界における

具体的な作業を前提にした答申では、今お話しの

中でも答申されているわけでございます。私は審議会の皆さんのが良識であるうと思ひます。先ほど申し上げたような大きな流れの中で、国際化のそつした流れの中で、仕掛けだけは少なくともしつかりつくつておくべきではなかろうか。

いろいろとバブルの崩壊ということで、銀行、証券も体力が弱まっております。また、保険業界においても、生保などは含み資産の大変な下落によりまして、決して体力が強い状態ではありません。また、景気も低迷をしております。決して、当初我々が考えていたような経済環境ではない。慎重であるべきことはこれは当然であります。が、大きな国際化の流れの中で、金融の自由化というこの流れの中で、今回、銀行と証券、それと保険業界、この参入について先送りをすることが果たしてベターであるのかどうか、これはもう少し精査をしていく必要があるのではないかろうか。せめて仕掛けぐらいはつくつて対応しておいてもよいのではないかのかな、こんな感じも私はしているわけでございます。大臣、こうした大きな流れの中で、そうした問題についてどのような見解をお持ちなのか、まずお伺いをしてみたいと思います。

○武村国務大臣 午前中もお答えをいたしましたが、平成元年から保険審議会に御苦勞をいただいて、平成四年に御答申をいただいた。さらに今回は、その後法制化を前提としてさらに一層詰めた審議をいただいて、その答申を受けて今回の立法作業にかかりた、こういう経緯でございます。

したがつて、当時の答申はまさに保険業法の改正にかかる基本的な、かなり長期な視点も含めた考え方をお出ししている。当面この改正

の中ではどういう姿勢で取り組むかという、より

具体的な作業を前提にした答申では、今お話しの

方式がスタートいたしました。この三年間の状況として混乱がありましたが、まず銀行、証券の

例として伺つておきたいと思います。

○西村政府委員 金融制度改革を進める上で、利用者の利便を増進するという傍ら、過度の混乱を起さないということにも配慮しながら進めてい

式がとられてまいったいいるわけでございます。

そういう考え方に基づきまして、銀行、証券、信託の間で子会社方式で今爾々と制度改革が進められているわけでございますが、そういう中におきましては、現在のところ特段の混乱というものは生じておりません。

○宮地委員 混乱を招くまで至るような状況には、私自身そういう懸念はないのではなかろうかという感じがしております。むしろ今大臣は、アメリカの企業進出とかそうしたものに対しても大変配慮されているようでございますが、国際化という、またあらゆる面で今日日本の市場の開放、規制緩和ということが世界的に求められている今日的状況の中で、むしろ決断をして仕掛けぐらいはきつとつくつておいて、我が国としては金融自由化についてはすべて開放経済の規制緩和に踏み切ったんだ、東京国際金融市场はこれからはその活性化に向けて努力をしていくんだというふうな対応も大変大事な視点ではなかろうかというふうに私は考えておるわけでございます。

この点の視点については、大臣、もう一度確認をしておきたいと思いますが、混乱を招くから先送りをしたのか、その辺についても少し具体的にお話を伺つておきたいと思います。

○武村国務大臣 先ほど私が混乱という言葉を使いましたのは、この相互乗り入れの範囲を一挙に拡大することを指しているというよりも、アメリカが大変徹底した自由化をしたケースを申し上げたわけであります。

今回商品も認可制から届け出制に変えておりますが、もう届け出も要らないという主張もあるのかもしれません。ブローカー制度の導入もそうでございます。そういう規制緩和、自由化、国際化の改革の中、これは一般論で恐縮であります、自由が徹底すると行き過ぎが起る、これが世の中一般でお互いに使う言葉であります。そこにはトラブルが起つたり行き過ぎが起るときにそれをどう調整するか、社会的公正、公平の立場からどう調整するかというために法律が

要る、ある種の規制が存在するということになつてゐるわけでありまして、何もかもう裸にしているわけではありません、何もかもう裸にして完全に自由にすればいいというわけにはいかない。そこが非常に難しいところであります。

それにしましても、今回の改正は、そういう意味では世界の動向も含めてかなり大胆に割り切るところは割り切つた改革だというふうに私どもは思つております。特に保険審議会、もう御承知いただいておりますように、業界の代表の方も入つていただいておりますし、専門の学者、経験者もたくさん入つていただいて、何十回となく真剣な議論を積み重ねてこういう方向を出していただいている。そのことを基本的に受けて大蔵省としては立法化をさせていただいたわけであります。私は、五十数年たつたこの時期の我が国の保険業法の改正としてはこの辺が一番妥当ではないかと思つて御提案をいたしてあるところであります。

参入の範囲を拡大するということだけで申し上げると、混乱というよりもむしろ過当競争といふうな言葉の方が正しいのかもしれません。

○宮地委員 保険部長で結構ですから、それでは逆に、今後保険業界の生保、損保の相互参入を来年の四月一日から、法律が通れば実施に踏み切るわけでございます。その実勢を見てさらに今後銀行、証券との相互参入に踏み切つていくわけですが、このめどとしてはどのくらいの時期を考えているのか。時期というのが難しければ、どういうような実勢の状況が醸し出されれば踏み切るのか、この点については事務方としてはどんな感じで今おられるのか、お伺いしておきたいと思います。

○山口(公)政府委員 事務方の私が申し上げる範囲を超えるかもしれないけれども、保険審議会の報告、つまり保険審議会答申を具体的にどう進めているという形で出ましたのが今度は審議会の報告でございます。そこで、その進め方を漸進的、段階的に進める必要があるという指摘を受けて、大臣から御説明申し上げたような形にさせていた

だいでいるわけでございます。

実はこの改革は、銀行の例で申し上げますと、銀行の制度そのものの法律の改正なしし制度の改革、それと銀行、証券あるいは信託等との相互参入というものと一緒にそういう流れが二十年ぐらいかつておりますが、今度は保険の場合は実

はそれを一遍にやつてしまおうというところに大変盛りだくさんなものがあります。そこで規制緩和でも、相互参入だけではなくいろいろな形の、ブローカーも届け出制もいろいろなものがござります。それからセーフティーネットとしての基金の創設もござりますし、もういろいろと、ごらんいただきとわかりますように盛りだくさんでございます。

それで、その中にまた銀行、証券と保険との乗り入れ問題が、まだこれがかなり文化的にも違う、文化的という表現が大変適切でないかもしれませんけれども、そういう環境あるいは考え方の違った業界が相互参入をするとなると、またそこにはこなしていくべき課題が大変たくさん出てくるわけでございます。

したがつて、そこに余り無理をするとせつかくのいろいろな意味の制度改革、近代化するという意味の改革でもございまして、規制緩和していく、あるいは将来に向けていく、あるいは健全性を確保する、そういういろいろな盛りだくさんのものが、せっかくやろうとしているのにかえつて混乱を招いて契約者に迷惑をかけてしまう、それでは何のための改革かわからないといふこと

が対応できるようになつております。

しかし、特にこの三分野の中、傷害・疾病・介護の中で、今後我が国が高齢化社会を迎えるに当たって、ゴールドプランだと今後のそうした

米協議の中でブレークをかけているのはアメリカの方ではないかと私は感じているわけです。確かに、子会社方式によってこの三分野に生保、損保

が対応できるようになつております。

しかしながら、特にこの三分野の中、傷害・疾病・介護の中で、今後我が国が高齢化社会を迎えるに当たって、ゴールドプランだと今後のそうした改革と介護の問題、これはもう皆さん御存じの改革であります。高齢化社会の最大の問題と言つておられるので、むしろこれは規制緩和どころか日本は中身も相当皆さんのが苦労されたことが本当にじみ出ておりまして、そういう点では私は大変敬意を表しております。

○宮地委員 定着を見きわめるというのは大変抽象的な判断が求められているわけでございます。

が、今保険部長がいろいろと、確かに片仮名から平仮名に、もう抜本的に全面改正ですからこれは中身も相当皆さんのが苦労されたことが本当にじみ出ておりまして、そういう点では私は大変敬意を表しております。

しかし、金融自由化という一つの大きな世界的な国際的な流れというものを私は見失つてはならぬ、この視点というのは大変重要な視点であります。それからセーフティーネットとしての基金の創設もござりますし、もういろいろと、ごらんいただきとわかりますように盛りだくさんでございます。

それで、その中にまた銀行、証券と保険との乗り入れ問題が、まだこれがかなり文化的にも違う、文化的という表現が大変適切でないかもしれませんけれども、そういう環境あるいは考え方の違った業界が相互参入をするとなると、またそこにはこなしていくべき課題が大変たくさん出てくるわけでございます。

したがつて、そこに余り無理をするとせつかくのいろいろな意味の制度改革、近代化するという意味の改革でもございまして、規制緩和していく、あるいは将来に向けていく、あるいは健全性を確保する、そういういろいろな盛りだくさんのものが、せっかくやろうとしているのにかえつて混乱を招いて契約者に迷惑をかけてしまう、それでは何のための改革かわからないといふこと

が対応できるようになつております。

しかし、特にこの三分野の中、傷害・疾病・介護の中で、今後我が国が高齢化社会を迎えるに当たって、ゴールドプランだと今後のそうした

米協議の中でブレークをかけているのはアメリカの方ではないかと私は感じているわけです。確かに、子会社方式によってこの三分野に生保、損保

が対応できるようになつております。

しかしながら、特にこの三分野の中、傷害・疾病・介護の中で、今後我が国が高齢化社会を迎えるに当たって、ゴールドプランだと今後のそうした改革と介護の問題、これはもう皆さん御存じの改革であります。高齢化社会の最大の問題と言つておられるので、むしろこれは規制緩和どころか日本は中身も相当皆さんのが苦労されたことが本当にじみ出ておりまして、そういう点では私は大変敬意を表しております。

と私は考えております。当然国内の中小とかいろいろあらうかと思ひます、むしろアメリカの企業の中からのそうした圧力が日米協議に反映して、それが審議会の中でも慎重論となつて、本体参入は三分野においては当面これはやらない、子会方式でいくんだ、こういうふうになつたのでないかと考えておるわけございます。

こうした問題は、逆に日本よりもアメリカ側に、そのブレーキをかけてきている。規制緩和逆行するような対応が働いているのではないか、こんな感じがしているわけですが、この点については、これは大変重要な課題でございますので、大臣としてはその辺どういうふうにござらんになっておるのか、率直にお伺いしたいと思います。

○武村国務大臣 昨年の日米の包括協議の中で、確かにここをめぐつてはいろいろ日米間でも意見最終合意に達することができたわけであります。が、そういう状況振り返りましても、今宮地委員の御指摘のような側面がなかつたとは言えません。第一、アメリカは各州が州法で保険法を持つてゐるようございまして、ですから、アメリカがいろいろ意味で進んでいるとは一概に言えないと。先ほどの御主張も、このレベルでは国際的な流れに十分沿つてないのではないかという御心配もありますが、しかし、アメリカを例にとるならば、今回提案しております日本の法律よりもおくれてゐるような州もあるわけでございます。そういうまちまちなアメリカの状況の中で、今御指摘の点については一つの問題提起として承らせていただきました。

○宮地委員 私は、やはり我が国が当然、規制緩和、市場開放、こういうもので今世界からパンシングを受けておるわけでございますが、そういう中で政府も、また国会もいろいろ最大の努力をしておるわけです。そういう中で、こうしたいわゆる規制緩和逆行するようなアメリカの意見に対しては、それなりにやはりきちっと物を申してい

くべきではなかろうか。また、日本のこれから高齢化社会の大変激しい進捗状況の中で、子会社方式でできるんだからそれで大丈夫だというようなことは考えていないと思いますが、むしろこれからの損保、生保のこの三分野の本体における導入というのは生命線ではなかろうかと私は思つておるわけでございまして、今後、政府としての御努力、また言うべきことはつきり物を申して今後アメリカとの協議をしていただきたい、この点については、時間も限られておりますので、強く要請をしておきたいと思っております。

次に、もう少しお伺いしておきたいのは、先ほどから出ておりますところの自己資本比率、いわゆるソルベンシーマージンと言われるこの基準の導入は結構でございます。さらに私はもう一步進めまして、この基準の導入と同時に、今度はこの基準のいわゆる目途といいますか、努力目標といいますか、銀行の場合は、御存じのようにBIS規制というのがありますと、この基準比率は八%、規制というのがありますと自己資本比率は八%、これが非常に私は大事だと思うんですね。ここが崩れてしまふと、やはり健全な経営というものが危ぶまれてくる。

この辺のチェックの大蔵省としての機能、体制、現行のいわゆる保険部の体制、あるいは出先の財務局の体制、これは人的資源あるいはノウハウ、こういう面で大丈夫なのかどうか、確認しておきたいと思います。

○山口(公)政府委員 諸外国、特にアメリカ等では、私ども保険部に当たる人員といふのは相当な数、合計しますと何千名といふよりも聞いております。したがいまして、私どもとしましては、それは万全を期すためにはもつともっとたくさんの陣容でという願いはもちろんあるわけであるのか、お伺いしておきたいと思います。

○山口(公)政府委員 先生の御指摘いただきましたソルベンシーマージン基準は、各国、主要国とともに監督の一つの指標として導入を図つてきておるわけでございます。アメリカ、カナダ、EUの諸国等が今御提案申し上げているようなソルベンシーマージン基準というのを導入をしてきているわけでございます。

私どもは、このソルベンシーマージン基準を今後定めまして、いろいろその定着を図つていく必要があるわけでございますが、そうした段階においては、会社の中でもみずからそういったものをチェックできるような体制をつくっていただけるように、いろいろな、せんだつてからもお話し申し上げている経理の問題等も十分に新しい方法で踏み出していく必要があります。それでみずからおられるのか、これは大臣にお伺いしたいと思います。

○武村国務大臣 まだ具体的な人數まで詰めていいの法律の番人である大蔵省が今後行政の上で機能的運営していく場合に、現状の人的資源で丈夫なのか、強化するような人事についてはどう対応しているのか、この点の裏打ちはできているのでしょうか。それとも今後どういうふうに考えておられるのか、これは大臣にお伺いしたいと思います。

確かに立派な法改正はできました。果たしてこの法律の番人である大蔵省が今後行政の上で機能的運営していく場合に、現状の人的資源で丈夫

いたことを念頭に置きながらやつてまいりたいというふうに考えております。

○宮地委員 分子の方は、これはある程度わかりやすいですが、分母の方のリスクのところはなかなか我々素人にはわかりにくいわけですね。大

手でございます。

法案であると同時に、先ほどから何度も申上げておりますように、全面改正でござりますから、新たに思い切った制度の改革が入つておるわけでございます。今私は自己資本比率の問題を言いまして、そういった効果を最大限に發揮できるよ

うになるのではないかというふうに考えているわ

けでございます。

大蔵省としては、日本の財政全体の責任を負  
かつておりますために、なかなか大蔵省の経費を  
見たり人員を拡大することがしにくい状況もある  
わけでございまして、税務職員の充実、關稅職員  
の充実もそうですし、昨今二つの信用組合をめ  
ぐって大変世論の関心も高いわけでありますが、  
そうなると、銀行に対する検査機能をどう強化し  
ていくかというテーマもございます。保険業法が  
できれば、今度は今お話しのようなそういう基  
準、ソルベンシーマージンの基準をきちっとつ  
くつて見ていくためにも、確かに人的な量質両面  
から能力を高めていかなければならぬ、一つの  
例としてそつ意識をせざるを得ません。

二兆七千億超にした基本的な考え方、また皆さん方がおつくりになつたその算定の基本的な方針、この点について大臣にお伺いしておきたいと思います。

御承知いただいておりますよう阪神・淡路の大震災対策が、まずはこれはもう必然の課題としてございました。昨年度の第二次補正で一兆円余り対応いたしましたが、これは緊急の対応予算でございました。そして、だんだん作業が緊急対策から復旧、復興の段階に入ってきているわけでございます。復興というとまだ地元の最終的プランがまとまっていない段階ではございますが、今時期に復旧、復興、把握可能なものをこの補正予算の中に盛り込みまして約一兆四千数百億というふうなことに相なりました。あわせて、災害直後から国会でも真剣に御議論いただきましたように、

この阪神の地震をやはり全国的な教訓にしなければならないという思いがございます。そんな意味で、一舉に何もかも手がつけられるわけではありませんが、こういう地震の経験に学びながら全国的にやはり防災対策を強化していくこうということから、この予算で七千九百億円余りの事業費を盛り込んでいるところでございます。

そこで内閣府と、うことで、二三は直轄内二

は中小企業、円高で一番苦しんでいた大手企業が、このまま輸出関連の中小企業でありますし、あるいはそういう企業で働く方々の雇用対策であります。が、このことを基本にしながら将来の、円高対策の政府のバッケージの中にもございますように、産業構造を転換していくという大きな課題を背負っているわけでございますが、そのための大変重要な分野として科学技術と情報通信の振興対策費を加えまして、三千二百億ほどの予算を編成させていただいたわけであります。プラス、サリン対策も入っております。そういう結果、二兆七千

なり大型の補正予算を組んでまいりました。緊急経済対策というふうな名称では数兆円から十何兆円という発表をしてきたわけですが、その中で一休財政出動がどのぐらいなさってきたのか。過去四回振り返ってみると、これはもう財政規模そのものもあります。しかし、プラス財投があつたり地方単独事業があつたり等々いたしまして、全体としてはかなり大きな規模で発表されてきておりますが、実際に真水の財政出動、国の財政出動では過去四回の中では最高が二兆三千億余りだそうであります。それに比べると、今回の二兆七千億はほぼ一〇〇%真水でござりますから、あえて申し上げるならば、この大変厳しい財政環境の中で、年度当初の対応としては財源に日をつむりながら精いっぱいの対応をさせていただこうことになるというふうに私は思っているところでございます。

すると、さつと今我が国のGDPは四百七十兆なんです、四百七十兆。これに〇・七五なり〇・八掛けただけでも三兆円超えるのですよ。

そういうようなことを考えたときに、やはり私はこの円高というものが、予算の中においても編成時一目当たつのです。云々

成長と相違異なつてゐる。本予算をむしろアーバン化のためのものであつて、それが何よりも重要な点である。そこで、この問題は、政府が計画した実質二・八%経済成長率、名目三・六%の経済成長率、この三・

六%の名目成長率で全部本予算をしつかりつくっているわけです。このことが頭にあれば、補正予算の中でもこのマイナス分についての大枠を頭に入れながら当然補正予算というものが私はつくらえていった、恐らく主計局だと事務方はこのく

らいの頭を持つて当然これはつくっていますよ。大臣が今、最初に財政規模は考えていないというような御発言は、ちょっと私は大蔵大臣としては軽率ではなかろうかと大変危惧をいたします。主

○中島(義)政府委員　このたびの補正予算是、なだいま大臣から答弁申し上げましたように各般の説明いただきたい。

政策的ねらいを込めてつくったものでございまして、大臣から答弁申し上げたとおり、あらかじめ一定の規模を想定してその内訳をつくつていつたといったものではございません。それぞれの政策

に必要な経費を個々、一つ一つ吟味いたしまして、それを積み上げていったものでござります。その結果が総額二兆七千億円ということになつたわけでございまして、それがたまたま、今委員会

おっしゃったような、GDPに対する比率から見ると〇・七五%といったものに近いものにはなってございますけれども、それと円高の影響などを厳密に対比して数値を定めていったものではございません。

ただ、現時点での補正予算の規模といったしまして、過去の例から見ますと、さまざまな政策的な

要請を込めてつくりました場合、おおむねこの程度の規模になるということは、私ども事務的な作

業をやりながら当然想定はしておったわけでござりますけれども、それはあくまで結果論でございまして、あらかじめ規模を決めていったということがないことは御理解をいただきたいと存じます。

○宮地委員 私は、あらかじめ規模を決めて、その中で編成をしたかどうかの確認をしているわけじゃない。円高の、この激しいレートの変更、本予算編成前の九十八円という、この一ドル九十八円で本予算を編成した、今、補正予算を編成するときには八十円前半のレートに変わっている、こういうものも視野に入れて補正予算是検討しなかつたのかと、ここを聞いているわけです。どうなんですか。

○中島(義)政府委員 委員御指摘のような激しい円高の影響が懸念されましたために、まさにそれに対応するためのさまざまな措置を盛り込んだというわけでござります。ただ、阪神地域の大震災というものはそれ以前に生じていた事実でございまして、それへの対応というのは別途の要請として、今般の円高対策としてどういったものであるかといったことをあらかじめ検討したわけではないうふうでございます。そちらの方をできる限り盛り込むことにしました上にその円高を加えたものでござりますので、総額規模がこれによつて、今般の円高対策としてどういったものであるかといったことをあらかじめ検討したわけではないうふうに申し上げたわけでございます。

ただ、今回の円高の影響が懸念されたということも私どもは真摯に受けとめて、あらゆる角度から、個々の政策の中身、それからトータルの問題について検討したことは事実でございますので、私が先ほど申し上げました答弁の中で、規模のことは全く念頭に置かなかつたというふうにお受け取りになつたとすれば、その点は確かに言葉が足らなかつたというふうに申し上げたいと存じます。

繰り返しになりますけれども、円高対策については十分、緊急なものについて個々検討いたしまして盛り込んだところでございます。

○宮地委員 円高対策について配慮しているの

は、これはもう私は承知しているのですよ。約五千億円。問題は、本予算のときの、一ドル九十八円で本予算がつくられたでしょう。今回の補正予算のときには、当然この一ドル九十八円で補正予算と見て二兆七千億になつています

が、そつた姿でもし検討すれば、私は、三兆五千億ぐらいが妥当な規模ではなかつたのかと。

これはその辺の中身の問題がありますから詰めませんけれども、私は、補正予算を編成するに当たって、当然この激しい円高のレートというのも積算の中に、視野に入れて検討された、こういふうに理解をしております。時間がありませんから詰めませんが、もし、それが全く頭の中から離れてこの補正予算のフレームが、中身が検討されたとしたらまた逆に問題であろう、私はこう思つておりますので、あなた、言葉足らずといふ形でちょっと逃げましたからそれ以上詰めませんが、これは当たり前のことなんです。考えてしかるべきなんです。結果としてまあ差が八千億ぐらゐですから、それは中身のいろいろな問題で調整するのは当然でありますけれども、当然視野に入れて補正予算というのは組んだのではなくらうかと私は考えておりました。もし何かの答弁のときがあればそれは答弁してください。

そこで、今回、特例公債約五千六百四十億。今まで、赤字国債は発行しませんと大変に強く大蔵省頑張つてしまひましたが、財源がないといえば財源がないのでしよう、今回この特例公債に踏み切つた。余り抵抗もなく、安易と言えど失礼かもされませんが、財源がないからしょがないじやないかと言えば開き直りになるかもしれませんが、この赤字国債発行をした最大の原因は何であつたのか。これは大臣にお伺いしておきたいと思います。

大変残念な思いに駆られながら、しかし日本の経済をよくすることがやはりこの際は最優先だ、そのためには目をつぶろうという決断からこういふ判断をさせていただいたわけであります。当

いたいと思います。

もう少し申し上げると、大蔵省としては、この平成七年度、補正予算は必至である、その第一次補正予算、大要としては、まず阪神・淡路大震災に対する復旧・復興事業である、プラスこれに全般的な防災対策を加味していく、さらに、もう円高が三月から始まつておりましたから、当然この激しい円高に対する対応策として中小企業、雇用対策はのせなければいけないな、こういう認識でいたわけであります。

その後、与党の中でもいろいろ議論をいたいでて、例の円高緊急対策のパッケージを政府と一緒に一体になってまとめたわけであります。それが、そのときに与党の側から、この際、そういう大蔵省の考え方による緊急対策のパッケージを政府と一緒にまとめて出されました。これが政府の案になつたわけでありますから、私はこれをオンした。その結果が二兆七千二百億になつたということになります。

もちろん、円高がこういう形で進行しておりますから、景気に対して内需振興の効果がないといふべきなんです。結果としてまあ差が八千億ぐらゐですから、それは中身のいろいろな問題で調整するのは当然でありますけれども、ぜひ国民から疑問の持たれないようしっかりと対応してもらいたいと思つておりますので、具体的な問題は、のせるべきであるという提案が出てまいりました。これが政府の案になつたわけでありますから、私どもはこれをオフした。その結果が二兆七千二百億になつたということです。

そこで、既にこの第一次補正が出た段階で、不思議なことなんですが、まだ別の機会に、四条債で発行してもよかつたのではないかといふ意見の持たれないうようにしっかりと対応してもらいたいと思つております。皆さんの方の解釈との違いかもしれません。この辺の、四条債と特例公債の厳格な発行に對しての運用、これについては、ぜひ国民党から意見の持たれないうようにしっかりと対応してもらいたいと思つております。

然、この分だけは我が国の財政をさらに一段と悪化させることになりますから、将来この問題をどうするかという、より重い財政再建への責任を背負うことにならうかと思っております。

○宮地委員 今回の特例公債の発行について、四条債との関係のところに若干、微妙に国民にわかれにくいく点も何点かありますので、これはきょうは時間がもうありませんから私は詰めませんが、また別の機会に、四条債で発行してもよかつたのではないかといふ内容の項目も我々から見ると少しあるようでございます。

そこで、既にこの第一次補正が出た段階で、不思議なことなんですが、まだ別の機会に、四条債で発行してもよかつたのではないかといふ意見の持たれないうようにしっかりと対応してもらいたいと思つております。皆さんの方の解釈との違いかもしれません。この辺の、四条債と特例公債の厳格な発行に對しての運用、これについては、ぜひ国民党から意見の持たれないうようにしっかりと対応してもらいたいと思つております。

そこで、既にこの第一次補正が出た段階で、不思議なことなんですが、まだ別の機会に、四条債で発行してもよかつたのではないかといふ意見の持たれないうようにしっかりと対応してもらいたいと思つております。皆さんの方の解釈との違いかもしれません。この辺の、四条債と特例公債の厳格な発行に對しての運用、これについては、ぜひ国民党から意見の持たれないうようにしっかりと対応してもらいたいと思つております。

○武村国務大臣 自民党の一部といいますか、ある人の発言でそういう新聞報道があつたのを私も拝見をいたしました。これはその方の見識として思つておられます。そういう提案をされているのだろうなというふうに思つておりますが、今政府はそんなことを考えておられるのですか。

ただ、政府も景気がこれからどうなつていくか、それが赤字国債を発行しないという昨今の大蔵省の姿勢からすれば、清水の舞台から飛びおりるような気持ちで、軽々に判断をしたわけでも観念をしたわけでもありません。

ういう思いがございます。これが一番基本線であります。それにプラス一兆七千億の補正をオンするということでありまして、幸い年度初めでござりますから、この巨大な年間予算をこの時期に集中して執行していくというのが基本でございます。

そうなりますと、もし年度後半になつてまだ景気が、我々はよくなることを願つておりますが、まだ景気が低迷する状況が続けば、後半に対する何らかの財政対応、機動的な対応が必要になってくる可能性はあるという認識でございます。

○官地委員 最後に、小川主税局長に質問したいと思います。この次お会いするときは国税庁長官

になつているのではなかろうかと思って、最後になりますが、酒税法改正について。

今後当然政府税調とかいろいろなところで検討されて来年度の改正の中に盛り込まれてくるのでなかろうかと思ひますが、昨年五月酒税法を改正したばかりの状況ですが、特に国際的に、イギリスなどのスコットウイスキーの関係から、日本

のしょうちゅうの税率との格差は正について相当

強い要請がイギリス当局からあちこち来ている

状況でございまして、そういう中で、過日、しょ

うちゅう税率上げかなんということでマスコミに

報道されました。この問題については今事務方としてはどういうふうな感じでとらえられておる

のか、この点についてちょっと御説明いただきたい

と思ひます。

○小川(是)政府委員 しょうちゅう、ウイスキー

の税率の問題につきましては、委員がただいま御

指摘のとおり、前の抜本改革に続きまして、昨年

の五月にその後の酒類の消費態様の変化などを踏

まえ、また国際的な要請にも配慮しながら改正を行つたところでございます。この際には、しょ

うちゅうについてはかなり大幅な負担増加を求める

一方で、ウイスキーの税率を据え置きましたの

で、両者の間の税率格差は相当程度、以前は五倍

を超えておりましたが三・九倍まで縮小されたところでございます。

○佐々木(陸)委員 そうなりますと、我が國とEUとの間で協議を行ひ、そこで私どもはこれまでの経緯あるいは

改正の経緯その他事情をよく説明をして理解を求めていく考えでおりますが、EU側としては、満足のいく結論が得られない場合にはパネルの設置

を求めるということになるだろうというふうに記

者会見で言つてゐるところでございます。

私どもは、やはりこのウイスキーにつきましては、我が国の酒税制度において酒の各種の種類に応じて税負担を求め、負担を求めてきていたとい

うこうした酒税制度を持つておりますし、これま

でも努力してきた経緯がございまして、その經

緯を踏まえて、仮にそいつた形でEUと協議を

する場合にも、現行税制が酒税制度として我が国において合理的であること、また、イギリスある

いはEUとの関係でこれまで大きな努力をしてきたという実情を説明をし、理解を求めていきたい

というふうに考えてゐるところでございます。

○宮地委員 ありがとうございました。終わりま

す。

○尾身委員長 次に、佐々木陸海君。

○佐々木(陸)委員 私は、議題になつております

保険業法案について質問をいたします。

言つまでもなく、私的保険というのは、公的な

社会制度が不十分な社会ではそれを補完するもの

としても極めて重要な意義を持つものであると思

います。それは、そういう意味で半ば公的な性格

を持つものであります。公的な規制は当然必要とされています。

契約者特に個人の契約の方も個人の契約者の

利益が何よりも重視されなければならないという

ことであるかと思ひます。

今度の法改正は社会経済情勢の変化に対応する

ところ、一方、今お話のございましたイギリスからの要請に加えまして、これがEU全体といつたしまして、税率格差問題について欧州委員会としてWTOの紛争手続へ進もうという決定をしたというふうに聞いていられるわけでございます。恐らく、そうなりますと、我が國とEUとの間で協議

を行ひ、そこで私どもはこれまでの経緯あるいは

改正の経緯その他事情をよく説明をして理解を求めていく考えでおりますが、EU側としては、満

足のいく結論が得られない場合にはパネルの設置

を求めるということになるだろうというふうに考

えます、まずその点について見

く、そうなりますと、我が國とEUとの間で協議

を行ひ、そこで私どもはこれまでの経緯あるいは

改正の経緯その他事情をよく説明をして理解を求

めていく考えでおりますが、EU側としては、満

足のいく結論が得られない場合にはパネルの設置

を求めるということになるだろうというふうに考

えます、まずその点について見

く、そうなりますと、我が國とEUとの間で協議</

が一七・六%、それから日本生命に不満だという理由が一二・三%、その他が三・九%あるのですが、中心は、新たな保険の勧説があつたことがきっかけでというのが五六・二%、こういうふうにこの日本生命の資料で出しておりますし、ロングラン保険の解約ということになりますと、このバーセンテージがまたさらに上がって五六・九%になっている。つまり、解約のきっかけの五割以上が新たな保険の勧説であるという理由が挙げられております。

そして、新たな保険に加入した問題についてもここでちゃんと調べて出ておりますが、解約全体のうちの四五・一%が解約した後他社に加入了。それからロングランの解約でいきますともっとひどくて、他社に五八・六%が加入をしていました。それはもちろん本人の自由意思でとかいろいろなことはあるでしようけれども、しかし実態は、毎年毎年ある四百万から五百万の解約の半分くらいは、大ざっぱな計算ですけれども、募集人に勧められて、今までの社との契約を解約して新しい社との契約を結ぶという形が実際には現実の問題としては行われているのであります。

○山口(公)政府委員 それの事情がさまざまあります。それはもちろん本人の自由意思でとかいろいろなことはあるでしようけれども、しかし実態は、毎年毎年ある四百万から五百万の解約の半分くらいは、大ざっぱな計算ですけれども、募集人に勧められて、今までの社との契約を解約して新しい社との契約を結ぶという形が実際には現実の問題としては行われているのであります。

○佐々木(陸)委員 それの事情がさまざまあります。それはもちろん本人の自由意思でとかいろいろなことはあるでしようけれども、しかし実態は、毎年毎年ある四百万から五百万の解約の半分くらいは、大ざっぱな計算ですけれども、募集人に勧められて、今までの社との契約を解約して新しい社との契約を結ぶという形が実際には現実の問題としては行われているのであります。

○佐々木(陸)委員 結構です。  
○山口(公)政府委員 数字といたしまして先生がおつしやったようなことは、私どもも否定するものではございません。  
○佐々木(陸)委員 結構です。  
つまり、法律に違反する乗りかえかどうかということは別として、事実上、一つの社から別の社に乗りかえる、乗りかえという言葉が不適切なら別の言葉で言つてもいいですが、しかし、かわるところではございません。  
これは社の名前は言いませんが、ある社が出している社内限定版の指導者用の機関誌ですけれども、こういうものの中でも指導者用に何を言つてゐるかといつたら、「お客様は多くの保険セールスと接觸なさっています。」そういう多くの社のセールスと接觸している中でどういうふうにお客様に接近して、そして最後に、「もし同じくらいいの保険料で保障内容がグッと良くなれば変えていただけますか?」とタイミングをみてアッショードしたり、「という、そのタイミングをいかにつかんで、いかにうまくほかの社をやめさせて自分の社のものを売り込むか」ということが中心になつてございます。御本人がもつ少し保険に入りたいあるいはもうちょっと魅力的な保険に入りたいというふうに思つてゐる次第でござります。

○佐々木(陸)委員 もちろん私も、解約して新しく社と契約を結ぶというのが全部この募取法に違反する違反行為の乗りかえでやられているのだというふうに言うつもりはありませんけれども、しかし、実態の問題としては、保険の基本的な性格

ですけれども、無形の商品と言われて、特に生命保険の商品のよしあいというのは一般的の人の個人がぱっと見てわかるようなものではありませんから、A社の保険に加入している人のところにB社の募集人が来ていろいろ話して、話した結果、それは本人の自主的という形の上ではなるのでしょうかけれども、今までのものを解約して新しいものに移るということは日常茶飯事のように行われているということは事実としてお認めにならないませんか。

○山口(公)政府委員 今先生の御指摘になりました事実、事実といいますか考え方方が、解約したときの要するに手取りと申しますか、解約のときと、そのまま続けるあるいは転換、ほかの契約にそのまま転換していくというときの差額というような金銭的な面からいうと、確かに、例えば五年経過したときの解約とすれば、そこは、御本人の損得の金銭的な面からいうとそうかもしれない。しかし、御本人の都合あるいは御本人の意向でやる場合においては、それが不利かどうかというのではなく、すべて金銭的なものだけじゃなくて、その方の御事情とかいろいろなことがござりますので、一概にそれが悪いことだ、あるいは否定されるべきものだということではなくかろうというふうに思うわけでございます。

○佐々木(陸)委員 いずれにしても、今、個人生命保険の加入数は、民間生保や簡易生保や共済保険などで二億件を超えておりまして、新規の保険に加入させようというのの大変困難であつて、だから生保各社は自社のものの転換とともに事実上の乗りかえを積極的に推進しているというものは実際の偽らざる実情だらうと思うのです。

○佐々木(陸)委員 いざれにしても、今、個人生命保険の加入数は、民間生保や簡易生保や共済保険などで二億件を超えておりまして、新規の保険に加入させようというのの大変困難であつて、だから生保各社は自社のものの転換とともに事実上の乗りかえを積極的に推進しているところです。

○佐々木(陸)委員 私はちょっと数字を聞きました。この法案のところで国民がニーズに合った商品が一層たくさん出るようになつて利益を受けると言いますけれども、やはりそう単純ではなくて、保険商品の内容について余りよく知らないままに募集人からいろいろ勧められて、自分にとつては客觀的には不利になるのだけれども、それを不利とは思わないで解約するというようなことが今後も、今度の改正によつてますますそういう方向は強まらざるを得ないのじゃないかという危険もあるということははつきり指摘しておかなければなりません。このため、保険各社におきましては、

それから、保険の募集人の問題です。

保険の募集人の役割といつのは、保険の場合に、先ほど申し上げましたように、国民一人一人がばつと見てわかるようなものではありませんが、それでも、その点は自主的な意思であろうとなかろうと変わりはないわけですね。

○山口(公)政府委員 今先生の御指摘になりました事実、事実といいますか考え方方が、解約したときの要するに手取りと申しますか、解約のときと、そのまま続けるあるいは転換、ほかの契約にそのまま転換していくというときの差額という

思で選ぶのだからいいといえばいいですけれども、そのお客さんにとっては決して利益になることではない。だからこそ乗りかえ行為と云うのは禁止されて、その点は自主的な意思であろうとなかろうと変わりはないわけですね。

○山口(公)政府委員 今先生の御指摘になりました事実、事実といいますか考え方方が、解約したときの要するに手取りと申しますか、解約のときと、そのまま続けるあるいは転換、ほかの契約にそのまま転換していくというときの差額という

思で選ぶのだからいいといえればいいですけれども、そのお客さんにとっては決して利益になることはない。だからこそ乗りかえ行為と云うのは禁止されて、その点は自主的な意思であろうとなかろうと変わりはないわけですね。

営業職員の厳選採用の徹底、営業基盤付与の徹底、採用後の指導教育体制の強化によりまして営業職員の定着率の改善を図り、募集体制の整備改善に努めているところでございます。

○佐々木(陸)委員 先ほど言いましたように、この募集人というのは保険会社と契約人をつなぐ非常に重要な役割を持っていて、それが、新規登録した人が一年間で半分以上もやめてしまうというような状況では、契約者を保護するとか契約者の利益を守っていくといつても、絵そらごとにあっていく危険があるわけでして、本当に解決していく必要があると思うのですが、その点では、言うまでもなく身分の保障が一番肝心なことだと思いますのです。

私もそういうところに従事している人と話す機会を持つておりますけれども、実際、こんなものを読み上げることはしませんけれども、手当として支給される額はごくわずかですね。本当に成績を上げないととともに食つていいけるような収入が得られないというのがもう普遍的な実態でありますし、最低一ヶ月に二件以上契約をとらないと食べていけないと、しかもそれは、他社の契約者を言ってみれば説得して自分の社の新しい商品に、乗りかえという言葉が不適切ならば、自主的にそっちにかわってもらいうようなことをやらなければならぬわけで、募集人になった後、親戚やら知人やらを回つて、言つてみればそれまで入っている社のものを乗りかえをやってもらつて、それが尽きたら結局新しいところを開拓できなくなつて終わるというようなことが繰り返されようかなが保証は全くないのじやないかと思うのです。

○山口(公)政府委員 先生のおっしゃるように、生命保険の募集体制につきましては、保険契約者の利益を保護するとともに、生命保険事業の健全な発展を図るといった観点からその整備を図つて

いく必要があると考えておるわけでございます。

具体的には、生保各社において営業職員の定着率の改善を図り募集体制の整備改善に努めているとい

うことだろ

うことだろ

うことだろ

うことだ

うことだ</

とかといういろいろな外部環境の変動はあるわけですが、しかしともかく販売の開始に当たって、この保険が消費者に大きな被害を与える危険をはらんでいるということを大蔵省は明確に認識をしていたと思うのです。

当時、保険研究所から出された「変額保険ガイド」の中で当時の大蔵省銀行局保険部長の関さんが、「もし、正確な理解がないままに顧客に変額保険を売り込むようになると、その後において思わぬトラブルが発生し、変額保険のイメージ、ひいては生命保険そのものの信頼に悪影響を及ぼすおそれすらあろう。」ということを昭和六十一年という段階で明確に指摘をしておりました。

それからまた、これも繰り返すまでもないで

しようけれども、大蔵省は同じ年七月十日付で「変額保険募集上の留意事項について」という文書を各生命保険会社社長あてに出して、ここで、例えば「将来の運用成績についての断定的判断を提供する行為」だとかいうような三つの具体的な行為を挙げて、こういうことは「保険募集の取締に関する法律」の趣旨を踏まえ、変額保険募集上の禁止行為として遵守・徹底する必要があるということはつきり言つて、危険性について指摘をしていたわけだと思うのですが、それは間違ひありませんですね。

○山口(公)政府委員 変額保険につきましては、御指摘のよう、昭和六十一年七月に「変額保険募集上の留意事項について」という通達を発しまして、将来の運用実績についての断定的判断を提供する行為などの禁止や無資格者による募集の禁止について遵守・徹底を求めていました。

○佐々木(陸)委員 さらにもう一つつけ加えておけば、同じ「変額保険ガイド」という本で保険一課が書いた文章の中では、さつき言つた三つの行為を禁止行為として定めているけれども、「これらは基本的には募取法十六条に該当するものと考へている。しかし、募集開始後変額保険固有の不適正行為が発生した場合、同条文では解釈できな

い事例が生ずる可能性もあるため、ケースによつては同法二十条一項二号の「不適当な行為」に該当するものとして解釈する場合も考えられる。」

だから、本当にこの法律の趣旨をより広く解して、間違った行為が行われないようにしていくんだということまで警告をしていた、これも事実ですね。

○山口(公)政府委員 おっしゃるとおりだと思います。

○佐々木(陸)委員 そういうふうに大蔵省が、もちろんまだバブルの崩壊を予測したわけじゃなかったでしょけれども、この保険固有の危険としていろいろなことを言つていたにもかかわらず、被害が続出して、訴訟や何がこんなにも起つてきている。

なぜこんな問題が起きたのか、その原因はどこにあるといふうに今大蔵省は考えておられるのか、そこをお聞かせいただきたいと思います。

○山口(公)政府委員 お答え申し上げます。

訴訟の内容等から推測いたしますと、保険料ローンを利用した変額保険契約におきまして、変額保険の運用成績の低迷から元本割れが生じているために、解約した場合には多額の損失をこうむることになることを直接の契機としまして、契約

の上に際しての説明について、変額保険のリスクなどを重要な事項の説明がなかつたのではないか、あるいは不十分となつていたのではないかというような意見がいろいろと双方から出されている。それらは、それが聞こえたが、あるいは受け取られたかというようなところは、非常に訴訟上問題になつてゐるわけでござります。

断定的に、だからこれに違反したことをやつていたということではなくて、その事実関係を、今かなり各訴訟におきましても問題になつているところの事実関係等が争点になつておるわけでござります。

○佐々木(陸)委員 そうすると、大蔵省としては裁判でそういうことが問題になつてゐることは知つてゐるけれども、大蔵省としてはこの募取法違反に類するような行為がこのトラブルの原因としてあつたというふうにはまだ認識はしていないということですか。

○山口(公)政府委員 訴訟や苦情を通じて、そのトラブルの背景といいましまよが、どういった言い分がトラブルでお互いに主張されてゐるかといふことは実態把握に努めているところでございますけれども、もし仮にその中で募取法に違反する

のは、もうあらかじめそれがうまくやられない危険性があるということで、大蔵省が通達まで出して重ねて警告をして、法を広く解釈してでもきちんと抑えるよといつことまで言つてはございません。

ですから、本当にこの法律の趣旨をより広く解して、間違った行為が行われないようにしていくんだということまで警告をしていた、これも事実ですね。

○山口(公)政府委員 それはございません。

生命保険募集人の変額保険の募集に対する募取法違反で処分したということはございません。ただ、先ほどいろいろなトラブルの原因を申し上げましたが、要するに事実関係といいましょうか、その受け取り方、説明をどういう説明をしたのか、どういうふうに認識をされたのかというようことでございまして、私どもが通達でもつて留意事項を発出して、これに沿いながら募集をやつておつたわけでござりますけれども、その契約者との間での契約の際のお話し合いの中で、どういうふうにそれが聞こえたか、あるいは受け取られたかというようなところは、非常に訴訟上問題になつてゐるわけでござります。

断定的に、だからこれに違反したことを行つていたということではなくて、その事実関係を、今かなり各訴訟におきましても問題になつているところの事実関係等が争点になつておるわけでございます。

○山口(公)政府委員 まだほとんどが係争中でございまして、裁判が確定したものだけで判断するのではなくて、裁判が確定したものを見ますと、そういつた事実は認められていないということです。

○山口(公)政府委員 まだほんんどが係争中でございまして、裁判が確定したものだけで判断するのではなくて、裁判が確定したものを見ますと、そういつた事実は認められていないということです。

○佐々木(陸)委員 具体的な例についてちょっとお聞きしますけれども、朝日生命を相手に、東京の方で夫ですけれども、奥さんがその夫が亡くなられましたと申しますが、奥さんはこの契約を結ばれたという一つの事例が裁判でも取り上げられておりますが、そこで、この保険会社側の募集

は、もうあらかじめそれがうまくやられない危険性があるということで、大蔵省が通達まで出して重ねて警告をして、法を広く解釈してでもきちんと抑えるよといつことまで言つてはございません。

○佐々木(陸)委員 率直に言つて、さつき読み上げましたこの変額保険が売り出される直前の「募集上の留意事項」とかあるいはこの通達だとから、本当にこの法律の趣旨をより広く解して、間違った行為が行われないようにしていくんだということまで警告をしていた、これも事実ですね。

○佐々木(陸)委員 おっしゃるとおりだと思います。

それから、契約を結ぶその当日の七月二十日、募集人がこの人のうちを訪れて、最終的に保険料八千円の変額保険に加入することを決めた。この際に、募集人からは、この契約当事者とその妻複数回にわたって、自分の社の変額保険の将来の運用成績は九%を下回ることはないという趣旨の設計書を使って口頭で保険金額及び解約返戻金は

運用実績次第で変動すること、基本保険金が約一

億四千万円であることとともに、運用実績9%の場合の保険金額及び解約返戻金の額が十年後にそれぞれ約二億一千九百六十万円及び約一億五千二百五十七万円になることを鉛筆で該当部分に下線や囲みをつけるなどして強調して説明した。

これは説明した文書も残っているわけですが、設計書の運用実績例のうち、四・五%の場合、〇%の場合についてはあえて触れずに、この生命保険会社の運用実績が九%を下回ることはないだということを前提とする説明に終始をした。それで、結局この契約を結んだというような問題が問題になつてゐるのですけれども、これが事実とすれば、やはりこれは募取法に違反するということになるのではないか。

○山口(公)政府委員 御指摘の判決でございますが、現在控訴審で係争中と聞いておりまして、また個別取引に係る内容でございますので、現時点でのコメントは差し控えさせていただきたいと思うわけでございますが、一般論として申し上げれば、仮に募取法や通達に違反するということが明らかになれば、それは厳正に対応するということになるうかと思います。

保険会社は、保険法に基づく免許企業でございまして、その社会的役割や公共的側面にかんがみまして、法令、通達等を遵守し、顧客との間で無用の誤解やトラブルを生じないよう努めることは当然のことのございまして、当局としては、今後とも適正な業務運営がなされるよう引き続き指導してまいりたいと考えております。

今裁判のことを申されましたけれども、七年三月末までに地裁で十件の判決、高裁で二件の判決が出されております。地裁判決十件のうち七件が生保側から見ての勝訴となつておりますが、二件が一部敗訴、一件が全面敗訴となつております。

高裁判決二件はいずれも生保会社側の勝訴となつております。それで、一件は地裁判決で一部敗訴であったものが逆転勝訴となつております。なお、裁判が確定したものは四件でござります。先ほど申し上げたのはまだ係争中、控訴審に上がつ

ているものもござりますので、裁判が確定したもの

は四件でござります。すべて生命保険側の勝訴となつておるわけでございます。

したがつて、裁判所としては、事実関係を見な

がら、また契約者の方々の方がこの保険についてリスクをどう認識されておったかということの事

実関係を踏まえながら判断されていることなどといふふうに思つておるわけでございます。

○佐々木(陸)委員 私は先ほど一般論として聞い

て、まだ判決の問題は聞いてはいなかつたのです

が、おっしゃられるように、これは三月二十日に東京地裁で出された判決で、裁判そのものは今控訴をされているようすでけれども、しかしこの判決の中でも、今言つたように九%を下回ることは

ないんだということをもう一貫して説明した。そ

してそれが設計書の中にもちろん線まで開つた

が、「被告生命の変額保険の将来の運用成績が九

パーセントを下回ることはない」という趣旨の

ものである以上、まさにそれは大蔵省通達が禁止

する「将来の運用成績についての断定的判断の提

供」にあたるあるいはその疑いが強いものである

点で大蔵省通達に違反するものということができ

る」という判断までこの地裁の判決では示して

いるわけですね。

今いろいろ裁判のことを触れておっしゃいまし

たが、そうすると、要するに大蔵省としては、こ

れだけいろいろ事前に警告をしてやつていたんだ

けれども、その問題について被害者から訴えが出

てきただきましたが、そこで裁判で確定したものでなければ事実としては認めないとということになつてしまつたわけですが、そ

ういう立場なんですか。

○山口(公)政府委員 裁判でなくとも事実関係が全く明らかになれば、それは私どもとしては厳正な対処ということになろうかと思います。もちろん裁判の中で事実関係がはつきりされれば、それ

もはそれに基づいて厳正な対応、こういうことに

なるつかと思います。

○佐々木(陸)委員 最初に申し上げましたように、この保険が大きな危険性を持つということを

がら、また契約者の方々の方がこの保険についてリスクをどう認識されておったかということの事

実関係を踏まえながら判断されていることなどといふふうに思つておるわけでございます。

○佐々木(陸)委員 私は先ほど一般論として聞い

て注意をして、そして場合によつたら募取法の二十条まで適用するんだよということまで事前には

リスクをどう認識されておったかということの事

実関係を踏まえながら判断されていることなどといふふうに思つておるわけでございます。

○佐々木(陸)委員 私は先ほど一般論として聞い

て、まだ判決の問題は聞いてはいなかつたのです

が、おっしゃられるように、これは三月二十日に東京地裁で出された判決で、裁判そのものは今控訴をされているようすでけれども、しかしこの判決の中でも、今言つたように九%を下回ることは

ないんだということをもう一貫して説明した。そ

してそれが設計書の中にもちろん線まで開つた

が、「被告生命の変額保険の将来の運用成績が九

パーセントを下回ることはない」という趣旨の

ものである以上、まさにそれは大蔵省通達が禁止

する「将来の運用成績についての断定的判断の提

供」にあたるあるいはその疑いが強いものである

点で大蔵省通達に違反するものということができ

る」という判断までこの地裁の判決では示して

いるわけですね。

今いろいろ裁判のことを触れておっしゃいまし

たが、そうすると、要するに大蔵省としては、こ

れだけいろいろ事前に警告をしてやつていたんだ

けれども、その問題について被害者から訴えが出

てきただきましたが、そこで裁判で確定したものでなければ事実としては認めないと

いうことは認定をし始められてるわけでして

いただきましたが、判決等の結論等を見ましても、まだ事実関係をよく判断しなければならないといふふうに思つておるわけですが、そ

う気がいたしておるわけでございます。

○山口(公)政府委員 先ほど私の方から紹介させ

ていただきました判決等の結論等を見ましても、まだ事実関係をよく判断しなければならないといふふうに思つておるわけですが、そ

う気がいたしておるわけでございます。

○山口(公)政府委員 先ほど私が方から紹介させ

ていただきました判決等の結論等を見ましても、まだ事実関係をよく判断しなければならないといふふうに思つておるわけですが、そ

う気がいたしておるわけでございます。

○山口(公)政府委員 先ほど私が方から紹介させ

ていただきました判決等の結論等を見ましても、まだ事実関係をよく判断しなければならないといふふうに思つておるわけですが、そ

う気がいたしておるわけでございます。

○山口(公)政府委員 大蔵省といいたしましてもこの問題の早期解決が図られることが望ましいとは

ことがないようきっちんと通達の趣旨を守るなどやつていただきたいというふうに思つております。

そのためにも大切なことは、保険募集人の資質の向上のための教育あるいは管理を一層充実していただく必要があろうかななどといふふうに思つておる次第でござります。

○佐々木(陸)委員 先ほど挙げたよう、九%を下回ることがないということを言われてひどい目に遭つているというふうな例がほとんど共通している。特殊な例ではないわけです。裁判にも、また三百七件といつたさつきの相談にも共

通する訴えなわけです。そもそも変額保険という

のは大蔵省が発売を許可した全く新しいタイプの商品だつたわけです。そして裁判となつている変

額保険の被害者の中心はお年寄りですね。そもそも

商品だつたわけです。最初から立場は弱いんです

し、ないところでそういう保険を勧められて契約

をしたわけです。最初から立場は弱いんです

けれども、もちろん当時バブルの絶頂の時期ではあります

から、まだ契約者の方々の方がこの保険について

リスクをどう認識されておったかということの事

実関係を踏まえながら判断されていることなどとい

うふうに思つておるわけでございます。

○佐々木(陸)委員 大蔵大臣に一言お聞きしてお

きたいと思いますが、今後はこういう問題を起こ

く見ながら十分に私どもを考えさせていただくと

いうことになろうかと思います。

○佐々木(陸)委員 大蔵大臣に一言お聞きしてお

きたいと思いますが、今後はこういう問題を起こ

く見ながら十分に私どもを考えさせていただくと

被害を引き起こしたこの変額保険の問題について

考えておりますけれども、かなりの訴訟がまだ係

争中でございまして、そういう裁判所の判断をよ

は具体的なケースを前提にお話をなさっていますが、ぜひ今後とも、こういう事例も参考にしながら、さまざまな具体的な事例に学びながら、新しい制度の出発に備えていきたいというふうに思つております。

○佐々木(陸)委員 具体的な事例と言われますけれども、確かに一つ一つの事例は具体的ですが、最初から申し上げましたように、最初からこういう事態が起こり得る、つまり、バブルの崩壊がまだ予想されない時期であつたにもかかわらず、予想されるということを前提にしながらこの保険を許可して、そしていろいろ注意もしてやつてきましたにもかかわらず、こういうトラブルが起つてゐるわけですね。そこには大蔵省の重大な責任があるわけですよ。そこには大蔵省の重大な責任があつて、そのところを認識して、今後は起こらないようになるということをはつきり言うべきじやなくするということではなくて、この起つていてる問題について積極的な解決を図る、その方向で努力をするということをはつきり言つべきじやないのです。

○山口(公)政府委員 先ほど申し上げましたように、二百四十件強の裁判が係争中でございます。それをよく見て判断させていただきたいと思つておりますが、この変額保険自体、商品自体が問題があるわけではございません。そのハイリスク・ハイリターンという仕組みを十分に契約者の方に理解をしてもらつておればこれは問題がない、そういう商品でございます。

したがいまして、募集問題ということでなお一層適正化を図る、またその質の向上を図ることが今後の課題にならうかといつふうに思つております。

○佐々木(陸)委員 大蔵省の姿勢は、大臣の答弁もされないということで大変残念ですけれども、今度の法案は、規制緩和を進めて、言つてみればこういう保険がもっと大っぴらにまかり通るようになる危険性も率直に言つてあるわけです。もちろん、きちんとリスクも説明すればトラブルが起らないというふうに今おっしゃいましたけれど

も、しかし先ほどから申し上げておりますように、保険業界は過当競争の渦中にあつて、さらに入つてきて、これからどんどん競争が行なわれていくわけです。

そして、募集人にとって、少しでも契約をとらなきゃいけない、自分が食つていけないという状況の中に、競争の中につぶされしていくわけですね、この法案が通れば、現実にもつとそういう方向に進んでいくわけです。そういう事態の中で、そのところは気をつけたければいいのだというようなことでは、とても国民を納得させるわけにはいかないと思うのです。

生命保険文化センターが出た「平成六年度生

命保険に関する全国実態調査」というのがあります。この中で「加入目的」というのを見ますと、生命保険に加入する目的ですが、「財産づくりのため」というのが一・九%、「万一のときの家族の生活保障のため」というのが五七・二%、これは圧倒的なんです。もちろんいろいろなニーズにこたえるために、一・九%のニーズでもそれは保険会社はこなえていかなきゃならぬだろうけれども、そういう今のこの法案のもとで、もしこれが通つて自由化ということが進められていくべきだ、こういう方向がどんどん進んでいく危険性がある。

変額保険というような商品は、加入者がだけが運動のリスクを負うものであつて保険会社は何も痛まない、保険会社にとって非常に都合のいい商品であります。こういう商品というのは、消費者側の要望というよりも、外国の保険会社の国内参入と保険会社側の利潤追求の中で出てきたということを言わざるを得ない、そういう問題であろうとと思うのです。

実際に、この変額保険が導入開始されて以来、わずか半年間で十五万六千件も成約があつたというのですか、しかし、それだけニーズがあつたからという単純な問題ではなくて、これは本当に猛烈な契約獲得競争があつたわけであります。先ほど紹介した文書の中で関保険部長は、「資

産運用の成果がより直接に反映する変額保険においては、各社の商品間に格差が生じることは当然である。」ということを言つて、競争が生まれるのを認めました。だからこそ外務員は、リスクの説明をまともにしないで、九%の運用益が保証されているかのようなシミュレーションを示して契約獲得を競い合つた。これに銀行までかんで、銀行が保険募集を行つて、億単位のローンを組むなどして被害を広げるという役割を果たしたわけです。

まさにこれは、保険業の規制緩和と自由化、それからさらには保険と銀行、証券間との垣根を取つ払うような規制の緩和、自由化という方向の先取りを、言ってみればこの変額保険はやつてきただのじゃないか。その危険性を今我々の前に明らかにして、我々に大きな警告を発していると言わざるを得ないと思うのです。

時間になりましたけれども、いずれにしても、今度の法案で目指されている自由化、規制緩和というような方向、決してバラ色の問題ではなくて、過当競争の中で生命保険の途中で解約をもつともつと迫つていくというような、客観的には国民に不利益になるようなことが行われ、そして募集人も次から次と入れかわつていくというようなことが行われて、そして変額保険というような危険な商品が一層国民に危険な負担をかぶせるような危険性もあるということを、現在の保険業界の実態、これまでの実情に照らして、私はこの法案の問題に関しても率直に指摘せざるを得ない。

このことを指摘して、質問を終わりたいと思います。

○尾身委員長 次回は、来る十六日火曜日委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時十七分散会